

自然にやさしいネットワーク



JWNET
Japan Waste Network.®



電子マニフェスト ガイドブック

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

目次

制度・仕組み編

マニフェスト制度の目的	4
排出事業者責任	6
廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要	6
マニフェストの利用対象	7
電子マニフェストとは	7
電子マニフェスト運用の流れ	8
電子マニフェスト導入のメリット	10
マニフェストに関する措置命令と罰則	11
電子マニフェストシステム(JWNET)の利用	12
電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較	14
加入の単位と料金区分	15

導入・運用編

電子マニフェストの進め方とポイント	22
入力画面を確認しよう	23
実際の廃棄物処理の流れとシステムへの入力の流れを確認しよう	24
廃棄物の受け渡しや、JWNETへの入力時に受渡確認票(伝票)を活用しよう!	24
マニフェストの登録方法を見てみよう	27
登録方法で運用を比較してみよう	28
マニフェストの報告方法を見てみよう	32
数量の確定者を決めよう	34
事前準備と確認事項	36
導入後のポイント	37
電子マニフェストに関する行政報告	41

ステップアップ編

現場登録支援機能について	44
連絡番号の活用方法と活用事例	46
公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明	48
家電リサイクルのマニフェスト登録について	49
広域認定制度等の産業廃棄物や一般廃棄物をマニフェスト登録する方法	50
電子マニフェストで見る廃棄物	50

資料編

電子マニフェスト関連条文等	51
---------------	----

制度・仕組み編

マニフェスト制度の目的

産業廃棄物の行き先を管理し、不法投棄を未然防止
紙マニフェストと電子マニフェストから選択

マニフェスト制度とは、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物が委託内容どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、産業廃棄物を委託処理する排出事業者の責任を確保するとともに、不法投棄を未然に防止することを目的にした制度です。

排出事業者は自らの責任で産業廃棄物を適正処理しなければなりません。

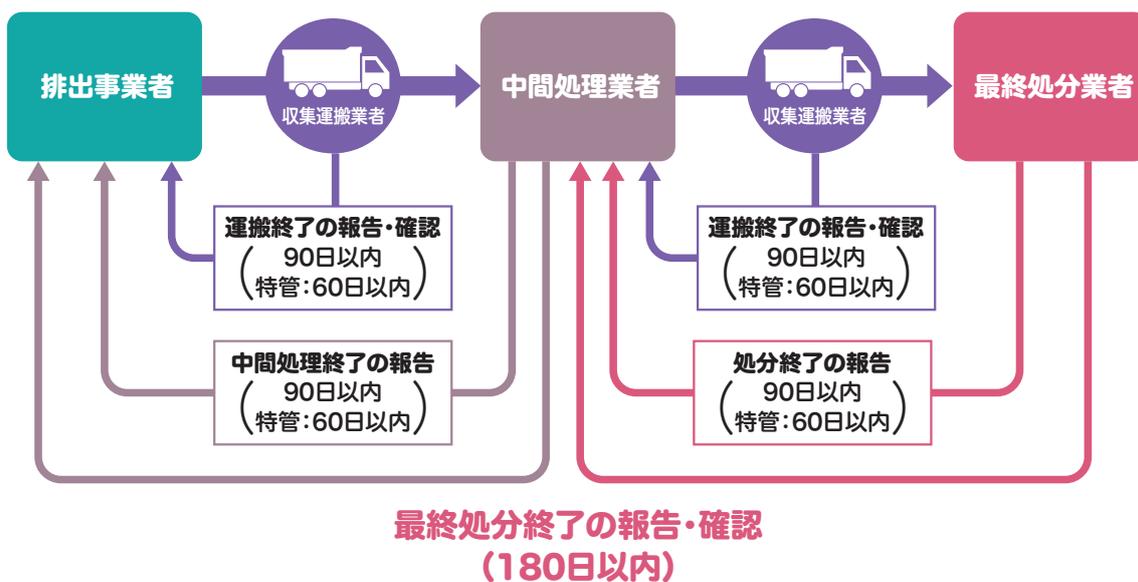
一方、その処理を他人に委託する場合は、マニフェスト（電子マニフェストか紙マニフェストのどちらかを選択）を利用して、委託した廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうか確認する義務があります。

排出事業者は、収集運搬業者や処分業者から所定の期間内*に処理終了の報告がない場合は、処理状況を把握し、適切な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県・政令市に報告しなければなりません。



※運搬・処分終了報告の確認期限

- 運搬終了・処分終了の確認期限（90日以内、特管60日以内）
- 最終処分終了報告の確認期限（180日以内）



●排出事業者における確認義務

運搬・処分終了報告を期限内に確認することは、排出事業者の義務です。

期限内に確認できなかった場合は排出事業者が処理の状況を確認し、今後の対応を記載した措置内容等報告書を都道府県等に提出する必要があります。



●マニフェスト制度の経緯

年月	経緯
1990年4月	行政指導によりマニフェスト制度がスタート
1993年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化
1998年12月	すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 電子マニフェストの制度化
2001年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
2005年10月	マニフェストに関する罰則の強化 (50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
2011年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大(排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)
2018年4月	マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
2019年4月	情報処理センターへの登録・報告期限の3日以内について、 土日祝日及び年末年始を含めないこととした。
2020年4月	特別管理産業廃棄物多量排出事業者(PCB廃棄物は含まない)に、 電子マニフェストの使用を義務化

排出事業者責任

マニフェストと委託契約は別個の制度
委託契約書どおりの適正処理を確認するのがマニフェスト

委託契約とマニフェスト制度の関係

委託契約とマニフェストはそれぞれ趣旨が異なる制度です。排出事業者は他人に産業廃棄物の処理を委託する際には、委託基準に基づき委託契約書を作成し、委託先の処理業者と契約を締結しなければなりません。

これに対して、マニフェスト制度はこの委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、マニフェストを交付し、処理の流れを確認するものです。

廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要

処理責任

排出事業者は、事業活動で発生した産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。



管理票交付義務

排出事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、電子マニフェストの登録または紙マニフェストの交付をしなければなりません。(4ページ「マニフェスト制度の目的」を参照)



委託基準の遵守

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準(書面による委託契約の締結、許可業者への委託など)に従わなければなりません。



委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるときは、下記の違反した排出事業者は支障除去等(廃棄物の撤去など)の措置命令の対象となります。

- 委託基準に違反
- マニフェストに係る義務に違反
- その他処理に関して適正な対価を負担していないなどの注意義務に違反等



委託した場合の最終処分までの注意義務

産業廃棄物の処理を他人に委託した排出事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の行程の処理が適正に行われるために必要な措置(処理終了の報告の確認など)を講ずるよう努めなければなりません。



マニフェストの利用対象

マニフェストは産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に適用
自己処理や一般廃棄物の場合は対象外

排出事業者は産業廃棄物の処理を処理業者等、他人に委託する際には、マニフェスト制度の適用を受け、マニフェストを交付(電子マニフェストの場合は「登録」、以下同じ)しなければなりません。

●マニフェストの交付を要しない場合(施行規則 第8条の19)

排出事業者が自ら処理する場合、一般廃棄物の処理を委託する場合及び次のケースに該当する場合は、例外的にマニフェストの交付は不要です。

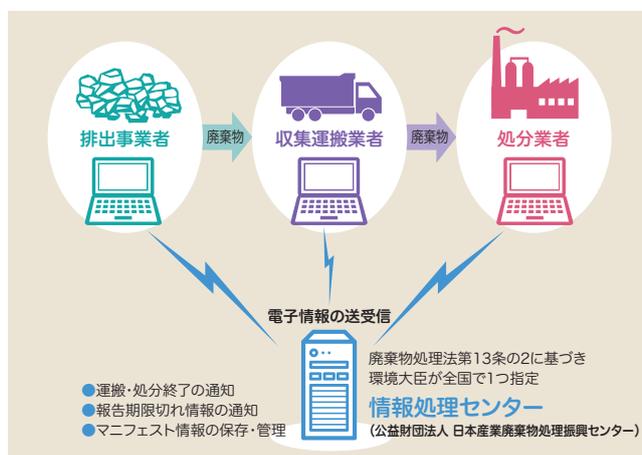
- ①市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ②廃油処理事業を行う港湾管理者または漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③古紙や鉄くずなど専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(専ら物)の処理を行う業者に専ら物の処理を委託する場合
- ④再生利用認定制度や広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者に、その認定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑤再生利用に係る都道府県知事の指定を受けた者に、その指定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑥運搬用パイプラインや、これに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に処理を委託する場合
- ⑦産業廃棄物を輸出するため運搬を行う者に、わが国から相手国までの運搬を委託する場合
- ⑧海洋汚染防止法の規定により許可を受けて廃油処理事業を行う者に、外国船舶から発生した廃油の処理を委託する場合

電子マニフェストとは

インターネットでマニフェスト情報をやり取り
事務処理の効率化・データの透明性などのメリット大

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。



電子マニフェスト運用の流れ

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が加入して運用

電子マニフェストシステム(JWNET)*を利用する場合、排出事業者と収集運搬業者及び処分業者の3者が、電子マニフェストに加入している必要があります。運用方法としては1次マニフェストと2次マニフェストの区分により、1次・2次ともに電子マニフェスト運用(ケース1)、1次か2次のどちらかが電子マニフェスト(ケース2、3)、1次が電子で2次マニフェストが生じない場合(ケース4)の4通りの方法があります。

※電子マニフェストシステムは通称、JWNETと呼ばれています。

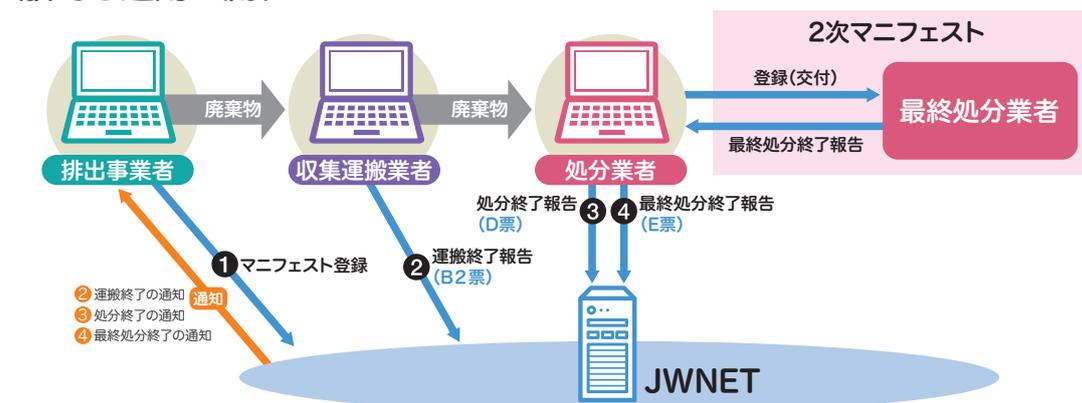
運用ケース	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者		収集運搬業者	最終処分業者
			処分業者の立場	排出事業者の立場		
ケース1	電子マニフェスト			電子マニフェスト		
ケース2	電子マニフェスト			紙マニフェスト		
ケース3	紙マニフェスト			電子マニフェスト		
ケース4 ※3	電子マニフェスト				—	

2次マニフェストで紙マニフェストを利用している業者がいる場合は、1次は電子マニフェスト、2次は紙マニフェストで利用できます。



- ※1 排出事業者から中間処理業者までの廃棄物情報の流れ
- ※2 中間処理後の残さ等の処理情報の流れ
- ※3 1次マニフェストの処理で完結(最終処分または再生利用)し、2次マニフェストが生じない場合の流れ。

一般的な運用の流れ



1 電子マニフェストの一般的な運用の流れを説明します。まず排出事業者は、廃棄物を収集運搬業者に引き渡してからマニフェスト情報を登録します。



2 次に収集運搬業者は処分場に廃棄物を運搬した後に運搬終了報告を行います。この運搬終了報告は「JWNET」を介して排出事業者に即座に運搬終了報告が通知されます。



3 処分業者は廃棄物の処理が終了した後、処分終了報告を行います。処分終了報告も「JWNET」を介して排出事業者に即座に通知されます。



電子マニフェスト導入のメリット

「電子マニフェスト」の導入により、「事務処理の効率化」を図ることができるとともに、「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

事務処理の効率化

- ・ パソコンを用いて入力しますので、操作が簡単で、手間がかかりません。
- ・ マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。
- ・ マニフェストの保存が不要です(保存スペースも不要)。
- ・ 電子マニフェスト登録分は、情報処理センターが都道府県等に報告するため、排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要です。



簡単!



しっかり!

法令の遵守



- ・ 法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- ・ 運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。
- ・ 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者にご注意喚起します。
- ・ マニフェストの紛失の心配がありません。

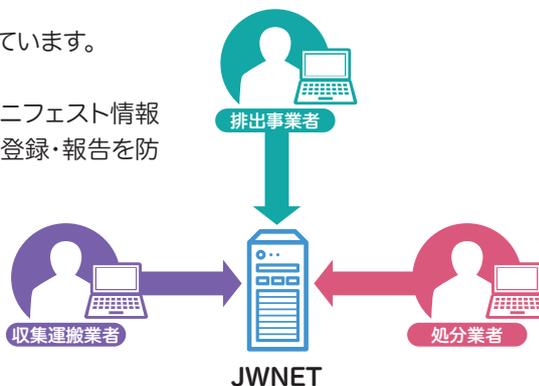


紛失防止

データの透明性

- ・ マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
- ・ セキュリティも万全です。
- ・ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。

确实!



● マニフェスト情報の照会一覧

廃棄物の処理状況を一覧で確認できるため、事務処理の効率化が図れます。

マニフェスト情報の照会一覧															
照会結果一覧											(合計件数: 22 件)				
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	確定数量	排出事業者	排出事業場	運搬終了日	処
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552413610	●	●	●	2022/02/25	廃プラスチック類	20.000 k g	20.000 k g	株式会社○○△△製作所	JW工場		20
2	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552472597	●	●	●	2024/08/29	廃プラスチック類	10.000 t		株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場		
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552477609	●	●	●	2024/08/29	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552472946	●	●	●	2024/09/05	感染性廃棄物	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
5	<input type="checkbox"/>	登録		12552472921	●	●	●	2024/09/06	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
6	<input type="checkbox"/>	登録		12552478138	●	●	●	2024/08/01	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552478149	●	●	●	2024/08/10	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
8	<input type="checkbox"/>	登録		12552478150	●	●	●	2024/08/10	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552478122	●	●	●	2024/08/10	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552478228	●	●	●	2024/09/01	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/09/04	20
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552478251	●	●	●	2024/09/11	廃プラスチック類	10.000 t		株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552478273	●	●	●	2024/09/11	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552478284	●	●	●	2024/09/11	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552478363	●	●	●	2024/09/12	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
15	<input type="checkbox"/>	登録		12552478880	●	●	●	2024/09/19	廃プラスチック類	1.000 t	1.000 t	株式会社○○△△製作所	BBB高等学校	2024/10/24	20
16	<input type="checkbox"/>	登録		12552479162	●	●	●	2024/09/26	廃プラスチック類	10.000 t	20.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/24	20
17	<input type="checkbox"/>	登録		12552479173	●	●	●	2024/09/26	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t	株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場	2024/10/25	20
18	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552479195	●	●	●	2024/09/26	廃プラスチック類	10.000 t		株式会社○○△△製作所	JWセンター 豊町工場		
19	<input type="checkbox"/>	登録		12552486621	●	●	●	2024/10/24	廃プラスチック類	10.000 t		株式会社○○△△製作所	高等学校		
20	<input type="checkbox"/>	登録		12552486632	●	●	●	2024/10/25	廃プラスチック類	10.000 t		株式会社○○△△製作所	JWセンター 茨城工場		

■ 一括選択

チェックを入れると全てのデータが選択されます。個別データの選択もできます。選択したデータを印刷・保存することができます。

■ 登録の状態

現時点の登録の状態を表示します。

■ 運搬・処分・最終

●印表示があると、処理終了の報告が行われています。

■ 報告期限

報告確認期限間近や期限切れを赤字で表示します。

マニフェストに関する措置命令と罰則

違反	罰則
産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付(電子の場合は登録)した排出事業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第1号)
排出事業者に運搬終了報告マニフェストを送付(電子の場合は報告)せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第2号)
処分受託者に管理票を回付しなかった収集運搬業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第3号)
マニフェストを排出事業者に送付(報告)せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付(報告)した処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第4号)
マニフェストを保存しなかった排出事業者、収集運搬業者、処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第5号)
受託していないものについて、虚偽の記載をしてマニフェストを交付した(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第6号)
マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた収集運搬業者または処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第7号)
受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを送付(報告)した収集運搬業者又は処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第8号)
情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第9号)
情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第10号)
マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない排出事業者、収集運搬業者、処分業者	措置命令・懲役又は罰金 (法第27条の2第11号)

電子マニフェストシステム(JWNET)の利用

JWNET加入後、加入者番号(ID)とパスワードで専用ページにログインし利用します。
OSやブラウザの利用推奨環境を確認して利用してください。

マニフェスト情報の登録や運搬・処分の終了報告など、全ての処理ができます。

■主な特徴

- インターネットを介して情報処理センターとやり取りするため、Webブラウザを使用します。
- 特別なソフトウェアや設定は不要です。
- Web画面から直接マニフェスト情報を登録・照会できます。

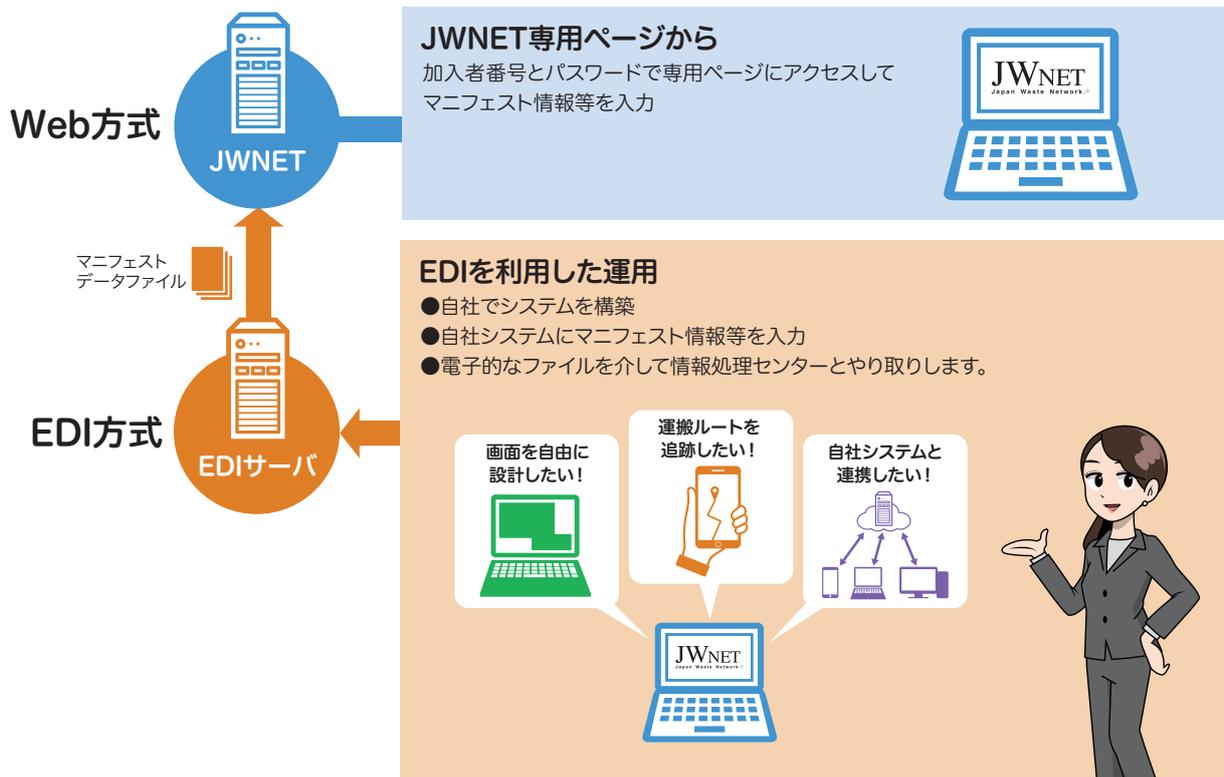
EDIを利用する

「自社システムとJWNETのマニフェスト情報を連携したい」「自社の運用に合わせた入力画面を構築したい」場合は、自由にシステムを構築し運用することができます。

なお、「EDI接続仕様書」に基づいたシステムを自社で構築する必要があります。詳細はホームページの「EDI方式のご案内」をご覧ください。

※別途ASP 事業者と契約して、ASP事業者が提供するシステムやサービスを利用することも可能です。

利用通信イメージ



●利用推奨環境

(2024年12月現在。最新の利用推奨環境については、JWNETホームページからご確認ください。)

OS	ブラウザ (OSに対応したブラウザ)	メールソフト	PDFファイル表示ソフト、 プリンタ
Windows10、11	Microsoft Edge Google Chrome Fire Fox ESR	通知情報のメール受信、加入者サブ番号の仮パスワード受信等のために必要	マニフェスト情報の単票(受渡確認票)や一覧表を印刷するために必要
Mac OS	Safari Fire Fox ESR Google Chrome		

上記は、当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。

●利用時間

毎日(午前4時～翌日午前0時までの20時間)利用可能。ただし、以下に定める日は、システムメンテナンスのため運用を停止します。

- (1) 1月1日から1月3日
- (2) 5月の第1日曜日
- (3) 8月の第2又は第3の土曜日及び日曜日
- (4) 10月の第2日曜日

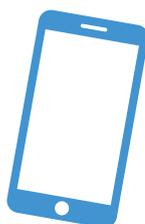
●スマートフォン・タブレット版での提供機能

スマートフォンやタブレット端末により、マニフェスト登録及び各種報告等を行うためのスマートフォン・タブレット版を提供しています。

※スマートフォン・タブレット版を利用するには、事前にパソコン版により基本設定を行う必要があります。

- ①インターネットへ接続可能なスマートフォン・タブレット
- ②OS*:iOS、Android
- ③ブラウザ*:機種搭載ブラウザ(標準ブラウザ)

※各OS、ブラウザの最新版



●スマートフォン・タブレット版アクセスQRコード

スマートフォン・タブレット版を利用する場合は以下のQRコードからアクセスください。

<https://www.jwnetweb.jp/wusr/mobile/index.html>



加入区分	システムの機能	
排出事業者 (処分業者の 2次登録機能)	登録	新規登録
		予約情報を検索して登録
	予約登録	
	修正・取消	
収集運搬業者	照会	
	マニフェスト情報を検索して報告	
	報告の修正・取消	
	予約情報の修正	
処分業者 (報告機能)	照会	
	マニフェスト情報を検索して報告	
	報告の修正・取消	
	最終処分終了報告	
	最終処分終了報告の取消	
予約情報の修正		
照会		

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストの運用の違い 電子マニフェスト導入による事務作業削減の効果

●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、 3日以内* にマニフェスト情報をJWNETに登録 ※3日以内には次の①～③は含まない。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日)以下同じ	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しと同時に、マニフェストを交付
	処理終了確認	JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の 通知(電子メール等)や一覧表により確認	●運搬終了報告:B2票とA票を 照合して確認 ●処分終了報告:D票とA票を 照合して確認 ●最終処分終了報告:E票とA票を 照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (JWセンターが保存、 5年分は照会・ダウンロード可能)	●交付したマニフェスト A票を5年間保存 ●収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた B2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	都道府県・政令市に排出事業者からの 報告は不要 (JWNETが報告)	報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が 自ら報告書を提出
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、JWNETに報告	運搬終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (JWセンターが、マニフェスト情報を保存)	処分業者より送付された C2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、JWNETに報告	処分終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したマニフェストの写し(D票)を、排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (JWセンターが、マニフェスト情報を保存)	C1票を5年間保存

加入の単位と料金区分

加入の単位

■排出事業者

本社で加入し、複数の支店等のマニフェストを登録・管理することができます。また支店や営業所、工場ごとに加入しマニフェストを登録・管理することもできます。利用料金は加入者番号ごとに請求されますので、管理体系に合わせて加入してください。

※加入は、委託契約している事業者毎に行う必要はありません。1つの加入者番号で複数の事業者と利用できます。
※グループ会社、ホールディングスでの加入、または複数社で加入することはできません。

■収集運搬業者

本社で加入、または支店や営業所ごとに加入することもできます。本社で1加入し運用するケースが多く見受けられます。

■処分業者

処分場ごとに加入する必要があります。
同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場として加入できます。

排出事業者 料金表

マニフェストの年間登録件数に応じて、料金区分(A料金、B料金)を選択してください。

※使用料は新規登録・予約登録時に課金されます。

料金区分	A料金	B料金
基本料(1年間)	26,400円	1,980円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円
料金区分の目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下

(2024年12月現在)

C料金(団体加入料金)

C料金(団体加入料金)は以下の条件を満たす場合のみご利用いただける、マニフェストの登録件数が少ない排出事業者向けの特別な料金区分です。

料金区分	C料金(団体加入料金)
基本料(1年間)	110円
使用料 (登録情報1件につき)	(5件まで無料)6件から22円
料金区分の目安となる 年間登録件数	—

(2024年12月現在)

■団体加入の条件

- 1)加入者(排出事業者)が20者以上ある。(以下「団体加入者」という。)
- 2)次の業務を行う「利用代表者」を指定する。

- ・団体加入者の加入、団体加入の取消し等の手続きの支援
- ・団体加入者の利用料金等の支払い
- ・JWセンターからの通知の団体加入者への伝達 等

※利用代表者の責務、業務及びその事務手続きに関する留意点については「電子マニフェストシステム利用代表者の行う事務手続き等に関する細則」で定めています。

※団体加入(C料金)するには利用代表者が加入手続きを行う必要があります。排出事業者が加入手続きをすることはできません。

■団体加入の例

- 処分業者が利用代表者となって、取引先の排出事業者20者以上をまとめて加入してもらう。
- 収集運搬業者が利用代表者となって、ルート回収している取引先の排出事業者20者以上をまとめて加入してもらう。
- 排出事業者の本社や管理会社が利用代表者となって、支店営業所またはフランチャイズ店舗等20ヶ所以上をまとめて加入してもらう。

収集運搬業者・処分業者 料金表

処分業者で2次マニフェストの登録機能を利用する方は、マニフェストの年間登録件数に応じて、料金区分(A料金、B料金)を選択してください。

税込

料金区分	収集運搬業者	処分業者		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)	
			A料金	B料金
基本料(1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 91件から22円
料金区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

(2024年12月現在)

加入した初年度の料金について

■初年度の基本料のみ、加入申込み日の翌月から当該年度(3月まで)の残月数に応じた月割りの金額となります。加入月別の初年度の基本料は下表をご確認ください。

排出事業者	加入申込み月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	初年度の基本料発生月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	—	
	排出事業者(A料金)	24,200円	22,000円	19,800円	17,600円	15,400円	13,200円	11,000円	8,800円	6,600円	4,400円	2,200円	なし※2	
	A料金の無料登録件数	なし												
	排出事業者(B料金)	1,815円	1,650円	1,485円	1,320円	1,155円	990円	825円	660円	495円	330円	165円		
	B料金の無料登録件数	90件	75件	60件	45件	30件	15件							
	排出事業者(C料金)	110円												
C料金の無料登録件数	5件													
収集運搬業者	加入申込み月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	初年度の基本料発生月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	—	
	収集運搬業者	12,100円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	6,600円	5,500円	4,400円	3,300円	2,200円	1,100円	なし※2	
	加入申込み月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	初年度の基本料発生月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	—	
	処分業者/報告・2次登録(A料金)	24,200円	22,000円	19,800円	17,600円	15,400円	13,200円	11,000円	8,800円	6,600円	4,400円	2,200円	なし※2	
	A料金の無料登録件数	なし												
処分業者/報告・2次登録(B料金)	12,100円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	6,600円	5,500円	4,400円	3,300円	2,200円	1,100円			
B料金の無料登録件数	90件	75件	60件	45件	30件	15件								
処分業者/報告のみ	12,100円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	6,600円	5,500円	4,400円	3,300円	2,200円	1,100円			

■排出事業者で年間2,400件以下、処分業者②(報告機能+2次登録機能)で年間1,380件以下のマニフェスト登録を予定している場合、B料金が適しています。ただし、加入月・登録件数※1によって初年度のみA料金のほうが若干安くなる場合があります。詳細はホームページの「利用料金 シミュレーション」でご確認ください。

※1 12ヶ月の登録予定件数 ・排出事業者: 1,290件~2,215件 ・処分業者②: 780件~1,280件

※2 当該年度(初年度)の基本料はかからず、翌年度の基本料が4月に発生します。

3月中にマニフェストを登録するとその分の使用料が発生し、4月に翌年度の基本料と一緒に請求されます。

参考 1 利用料金の支払いについて

●請求時期

【基本料】排出事業者・収集運搬業者・処分業者

新規加入者	加入申込の翌月上旬に請求します。
既存加入者	当該年度の4月上旬に請求します。

【使用料】排出事業者及び処分業者(2次登録A・B)のみ

A料金加入者	A料金の使用料は6月、9月、12月、3月の月末で精算し、当該月を含む過去3ヶ月分を、その翌月上旬に請求します。
B料金加入者	B料金の使用料は、1年間分(4月～3月)を3月末で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数90件(加入初年度は加入申込した月によって件数が変わります。)を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。
C料金加入者	C料金の使用料は、1年間分(4月～3月)を3月末で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数5件を超えて使用した分を次年度の4月上旬に利用代表者に請求します。

●支払い時期

支払い方法	支払い時期	例
振込の方	請求の翌月の月末	4月請求⇒5月31日までにお振込み
口座振替の方	請求の翌月8日に自動引落し	4月請求⇒5月8日に自動引落し

●請求書

請求書はJWNET請求メニューから印刷できます。

参考 2 利用料金請求時期の例

排出事業者A料金、処分業者A料金



排出事業者B料金、C料金、処分業者B料金



収集運搬業者、処分業者(報告)



排出事業者の加入パターン ～排出事業場の管理について～

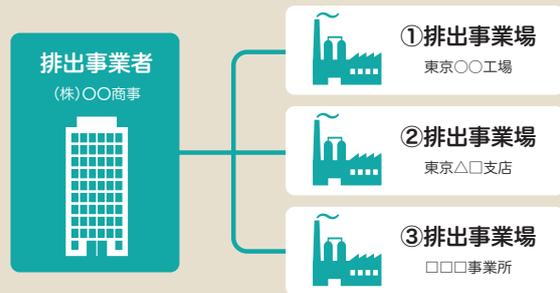
1社1加入で利用することができます。

製造業は排出事業場(工場)単位、建設業は排出事業場(現場)を管轄する本社・支店・営業所単位で加入している事例が多く見られます。また、加入者サブ番号(19ページ参照)を最大99件まで設定できるため、1つの加入で最大100ユーザーまで同時ログインすることができます。そのため本社が加入し、支店に加入者サブ番号を付与して運用することも可能です。

排出事業場は複数登録できます。

本社の(株)〇〇商事が

- ①東京〇〇工場
- ②東京△□支店
- ③□□□事業所のマニフェスト管理を一括で行うことができます。



●排出事業場の設定画面

排出事業場設定

排出事業場情報

事業場コード 事業場名称 携帯用 表示名称 表示

所在地

郵便番号 郵便番号→住所 住所→郵便番号

都道府県 (選択なし) 市区町村 (選択なし) 町域 (選択なし)

詳細住所 電話番号

新規設定 編集完了

1 / 1 ページ ページを 50件 表示

排出事業場 (合計件数: 3件)

No.	編集	削除	事業場コード	事業場名称	郵便番号	所在地	電話番号
1			A01000001	東京〇〇工場	110-0005	東京都 台東区 上野 〇丁目1-1	03-1111-1111
2			A01000002	東京△□支店	102-0084	東京都 千代田区 二番町 〇番地 □□ビル	03-2222-2222
3			B010000123	□□□事業所	103-0012	東京都 中央区 日本橋編組町 〇丁目 1-1 △△ビル5F	03-3333-3333

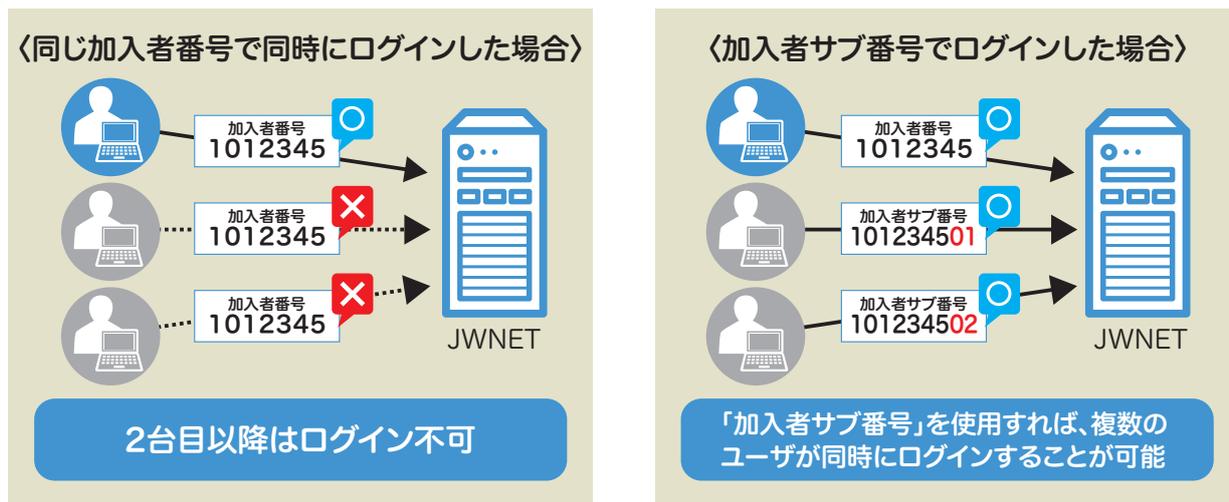
ファイルを選択 選択されていません CSV読み込み 追加 上書き CSV保存

加入形態	基本料	マニフェスト情報の共有
①本社で加入、 本社で管理 加入者番号1234567	基本料×1 (1加入分)	複数の排出事業場を管理する場合、マニフェスト情報を共有(一括管理)します。
②支店ごとに加入、 支店ごとに管理 加入者番号 1333333 加入者番号 1444444 加入者番号 1555555	基本料×3 (3加入分)	マニフェスト情報の共有はできません。
サブ番号① 123456701 サブ番号② 123456702 サブ番号③ 123456703	基本料×1 (1加入分)	7桁の加入者番号とサブ番号で登録したマニフェスト情報ともに共有できます。

サブ番号について

7桁の加入者番号の後ろに2桁(01-99)加えると、加入者サブ番号を作成することができます。
 加入者サブ番号は最大99件まで登録することができます(無料)。
 サブ番号は7桁の加入者番号でログインして作成することができます。

●複数で同時ログインしたときのイメージ図



サブ番号活用事例

- 同時に複数の担当者がJWNETにアクセスするとき
- 支店や営業所の担当者に管理してもらうとき
- 複数の担当者がいて、それぞれで管理したいとき

排出事業者の場合、本社で加入し、支店にサブ番号を付与して運用すると本社で各支店のマニフェスト情報を把握できます。

ただしサブ番号はあくまで一つの加入単位に対して複数同時にログインするための機能であるため、マニフェスト情報はサブ番号間でもすべて共有されます。異なる支店のマニフェスト情報や共有している基本設定を誤って取り消さないように注意が必要です。

●支店(排出事業場)ごとに加入する場合と1加入でサブ番号を利用する場合の比較

	支店(排出事業場)ごとに加入	本社で加入(支店はサブ番号で運用)
データの閲覧	各支店でそれぞれログインし、支店のデータのみ閲覧可能	1加入で本社でも、各支店でも、すべてのデータを閲覧可能
料金	支店ごとに請求(加入数分の請求)	本社に請求(1加入分の請求) ● サブ番号ごとの内訳は出ない
基本設定	支店ごとに設定	基本設定の情報を共有することも、サブ番号ごとに個別設定することも可能
留意点	基本料が各支店ごとに必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の支店(他のサブ番号)のマニフェスト情報や共有している基本設定を誤って取り消さないように注意が必要。 ● 全支店のデータが区別されず、通知情報も共有されるため、他の支店(他のサブ番号)の通知情報も届いてしまう。 ● 特定の支店のマニフェスト情報のみを抽出するためには、検索条件の工夫が必要になる。

Point

「サブ番号」をキーにマニフェストを検索することはできません。

連絡番号を活用することで、サブ番号ごとに登録したマニフェストを検索することもできます。

例えば、サブ番号01のユーザは連絡番号1に「01」を入力しマニフェスト登録をします。

●サブ番号設定画面

サブ番号設定

パスワード有効期限
 パスワード有効期限(日数) [999] 日 (注意) 加入者番号およびサブ番号の全てに適用されます。

サブ番号の基本設定について
 ・基本設定を「共有しない」から「共有する」に変更した場合 サブ番号で作成した独自の基本設定は消去され、加入者番号
 ・基本設定を「共有する」から「共有しない」に変更した場合 加入者番号(7桁)と同じ基本設定は消去され、サブ番号

サブ番号【サブ番号の最大指定可能件数：99】 追加

No.	削除	パスワード リセット	サブ番号	仮パスワード 連絡先 メールアドレス	基本設定	登録	修正・削除
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1110001 01	aaa@jwnet.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1110001 02	bbb@jwnet.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし

【連絡番号入力のルール】
 サブ番号01⇒連絡番号01
 サブ番号02⇒連絡番号02
 サブ番号03⇒連絡番号03

●マニフェスト新規登録画面

新規登録

登録

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が
 不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

ボタン選択

排出情報
 引渡し日 [2024/10/01] (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 [産廃 一郎] 登録担当者 []
 排出事業場 [コード B010000123] 名称 [aaa事業所]

連絡番号1 [] 連絡番号3 []

産業廃棄物情報
 No. 編集 削除 廃棄物の種類 廃棄物の大分類 数量 荷姿 荷姿の数量 数量の確定者 有害物質 放射性物質
 1 [] [] 廃プラスチック類 廃プラスチック類 100.000 k g フレコンパック 処分業者

運搬情報
 区分 編集 削除 自己 収集運搬業者 積替・保管施設 運搬方法 運搬担当者 車両番号 (再) 自己 再委託収集運搬業者
 1 [] [] 株式会社○○○運輸

処分情報
 処分業者 [株式会社△△△処分センター] クリア
 処分事業場 [趣町処分場]
 処分方法 再生 中間 最終 (選択なし)
 再委託先処分業者 [] クリア

最終処分の場所
 委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
	<input type="checkbox"/>				

備考

【サブ番号02のユーザの場合】
 連絡番号1に「02」を入力します。

●マニフェスト照会画面

マニフェスト情報を検索して報告 (運搬終了報告)

検索条件

マニフェスト番号 指定なし 範囲指定 番号指定

連絡番号 []

日付情報 登録日 引渡し日 [2024/10/01]

加入者番号 [] 排出事業場 []

廃棄物の種類
 No. 削除 大 中 小 種類一覧 大分類名称 廃棄物の種類

【サブ番号03のユーザの場合】
 連絡番号に「03」を入力します。

※サブ番号と連絡番号の活用についてはP46に詳しく記載しています。

導入・運用編

電子マニフェストの進め方とポイント

1 電子マニフェストシステムと廃棄物の流れを確認



- 電子マニフェストシステムの入力画面の確認 23
- 廃棄物の流れとシステムへの入力の流れの確認 24

2 マニフェストの登録・報告方法の確認



- 新規登録と予約登録 27
- 運搬終了報告と処分終了報告 32

3 数量確定者を決める



- 数量確定者とは 34
- 数量の入力方法 35

4 加入と料金区分



- 本社で加入するか、支店等で加入するか 15
- サブ番号の活用の確認 19
- 料金区分の確認 15

5 マニフェスト情報の確認



- マニフェスト情報の確認方法 37
- マニフェストの修正等の通知をメールで受け取るための設定 38

6 マニフェスト情報の修正・取消と確定情報



- 修正取消のルールの確認 39
- マニフェストが確定情報になる条件 41

入力画面を確認しよう

廃棄物の引渡し、運搬の終了、処分の終了後、JWNETに必要な事項を入力します。
※システムでは入力が必要な項目が赤字で表示されています。

排出事業者 排出事業者の新規登録画面です。

【主な入力項目】

- 引渡し日
- 引渡し担当者
- 廃棄物の種類
- 廃棄物の数量・単位
- 数量の確定者
- 委託先の収集運搬業者
- 委託先の処分業者

収集運搬業者 収集運搬業者の運搬終了報告画面です。

【主な入力項目】

- ※赤枠内が収集運搬業者の入力箇所です。
- 運搬終了日
 - 運搬担当者
 - 運搬量(任意)

処分業者 処分業者の処分終了報告画面です。

【主な入力項目】

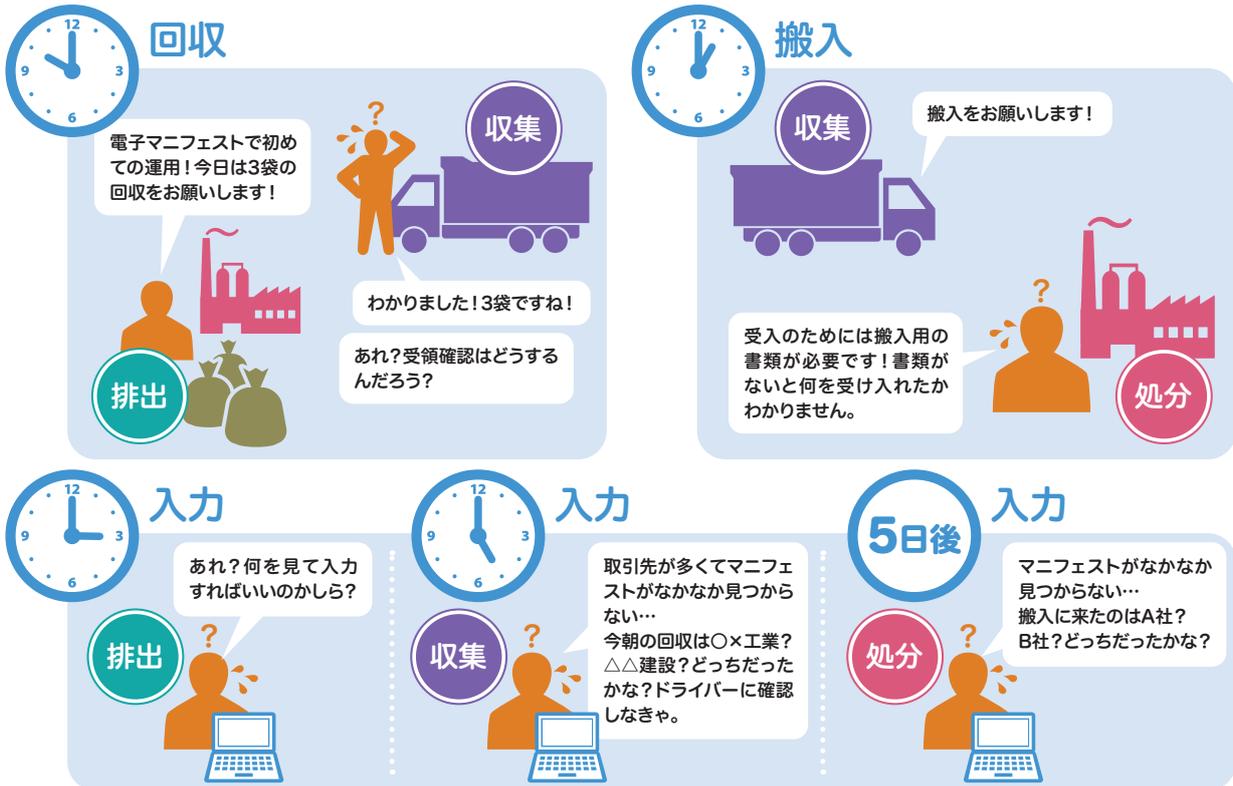
- ※赤枠内が処分業者の入力箇所です。
- 処分終了日
 - 処分担当者
 - 受入量(任意)

実際の廃棄物処理の流れとシステムへの入力の流れを確認しよう

廃棄物の引渡し～システムへの登録

多くの現場では、受渡確認票(伝票)が活用されています。もしも、伝票を使わずに運用すると、現場では廃棄物の受領確認ができず、JWNETへの入力をする際には廃棄物の情報がわかりません。

以下で受渡確認票を使用しないケースを見てみましょう。



廃棄物の受け渡しや、JWNETへの入力時に受渡確認票(伝票)を活用しよう!

JWNETでは新規登録・予約登録済みのマニフェストについて「受渡確認票」という伝票を印刷することができます。また、独自様式の手渡確認票を利用することもできます。

受渡確認票は以下のように活用できます。

●廃棄物処理の中での伝票の役割

排出事業者が廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際の確認書類として、または収集運搬業者が処分場に廃棄物を搬入する際の受入記録書類として電子マニフェスト利用時も伝票が活用されています。

●事務所で電子マニフェストシステムに入力する際の伝票の役割

- 排出事業者は廃棄物の引き渡し後、事務所でマニフェストの登録をします。現場の担当者以外の方がマニフェスト登録をする場合、入力内容を伝達する必要があります。このように入力用として伝票が活用されています。

- 収集運搬業者や処分業者は処理が終わった後、排出事業者が登録したマニフェストを検索し運搬・処分終了報告をします。ドライバーや処分場の現場担当者以外の方が入力する場合、入力内容を伝達する必要があります。また、取引先が多くシステムに登録されているマニフェストから該当するマニフェストを特定するためにも実際の現場で利用した伝票を確認すると作業しやすくなります。このようにマニフェストの報告入力用だけでなく、マニフェストの効率的な検索に伝票が活用されています。

※受渡確認票は任意の伝票であり、法で使用を規定する伝票ではありません。書式も自由ですので自社で使いやすいように独自の書式で作成することもできます。



電子マニフェストを利用している収集運搬業者 は次の書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

- ① 許可証の写し
- ② 電子マニフェスト加入証の写し
- ③ 下記の事項を記載した書類
(電子情報でも可)



- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- その運搬を委託した者の氏名又は名称
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、連絡先

※収集運搬業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。

※電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりにスマートフォン等の電子情報で代替できます。

※収集運搬業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくても問題ありません。



JWNETから印刷できる受渡確認票は書面③に代替できます。

manifestoの登録方法を見てみよう

manifesto情報は『新規登録』または『予約登録』から登録できます。

manifestoは廃棄物を引渡してから3日以内^{※1}に登録する必要があります。引渡しが終わったら『新規登録』からmanifesto情報を入力することができますが、電子manifestoでは廃棄物の引渡し前に『予約登録^{※2}』からmanifesto情報を入力することもできます。皆さんの運用に合わせてご利用ください。

※1 登録期限の3日以内には、廃棄物を引き渡した当日、及び休日等は含まれません。

※2 引き渡し後3日以内に、本登録に切り替える必要があります。

新規登録

廃棄物の引渡しが終わった後に、manifesto情報を登録します。電子manifestoシステムでは必須項目が赤字で表示されています。赤字の項目を全て入力し、manifesto登録します。

予約登録

廃棄物を引渡す前に予約情報としてmanifestoを登録することができます。1週間分、1ヶ月分まとめて登録することもできます。予約情報のため、必須の入力項目はありません。日付のみ、業者のみ、廃棄物の種類のみ等、必要な項目のみ入力し登録することができます。実際の廃棄物の引渡しが終わったら、3日以内に本登録する必要があります。

登録方法で運用を比較してみよう

新規登録

廃棄物の引渡しが終わった後に、マニフェスト情報を登録します。

1 受渡確認票の準備

受渡確認票

受渡確認票

受渡確認票

廃棄物の引渡し前に、現場の受取の際に使用する受渡確認票(伝票)を準備します。

受渡確認票は誰が準備してもかまいません。各社の運用に合わせて作成してください。

2 廃棄物の引渡し



廃棄物をドライバーに引き渡す際に受渡確認票も渡します。

3 【排出事業者】マニフェスト登録

廃棄物の引渡しが終わったら、3日以内にマニフェスト登録をします。

現場の引渡し担当者から受渡確認票を受取って、その内容をシステムに入力していきます。

登録画面

新規登録											
登録											
ボタン→選択											
一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。											
排出情報											
引渡し日	2024/10/01 (yyyy/MM/dd)			引渡し担当者	佐藤 一郎	登録担当者					
排出事業場	コード	B010000123	コード取得	事業場追加							
	名称	〇〇〇事業所			削除	クリア					
連絡番号1				連絡番号2				連絡番号3			
産業廃棄物情報											
No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有吉物質	放射性物質
1			廃プラスチック類	廃プラスチック類		100.000 k g	フレコンバック		処分業者		
運搬情報											
区分	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運搬業者	
1				株式会社〇〇〇運輸							
処分情報											
処分業者	株式会社△△△処分センター										
処分事業場	〇〇〇処分場										
処分方法	<input checked="" type="radio"/> 再生 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 最終 (選択なし)										
再委託先処分業者											
最終処分の場所											
<input checked="" type="radio"/> 委託契約書記載のとおり <input type="radio"/> 当欄指定のとおり											
No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号						
備考											
備考1					備考2						
備考3					備考4						
備考5											
ボタン名称: 登録内容をボタンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ											

4

【収集運搬業者・処分業者】運搬・処分終了報告

運搬や処分が終わったら、3日以内に運搬終了報告・処分終了報告をします。
登録されているマニフェストを検索し、該当のマニフェストを見つけます。
担当者から受け取った受渡確認票を見ながら、担当者や処理終了日等を入力し報告します。

検索画面

マニフェスト情報を検索して報告（運搬終了報告）

検索条件

マニフェスト番号 範囲指定 ~
 指定なし 番号指定

連絡番号

日付情報 登録日 引渡し日 2024/10/01 ~ 2024/10/01

加入者番号 排出事業者 処分業者

排出事業場

廃棄物の種類

No.	削除	大	中	小	大分類名称	廃棄物の種類

▲ページトップ

報告画面

運搬終了報告入力画面

報告日 2024年10月31日

マニフェスト情報

マニフェスト番号	12552486889	引渡し日	2024年10月01日	引渡し担当者	産廃 一部	連絡番号1	
排出事業者	株式会社□□□産業					連絡番号2	
排出事業場	東京△□支店					連絡番号3	
廃棄物の種類	廃プラスチック類	大分類名称	廃プラスチック類	廃棄物の数量	30.000 k g	荷姿/数量	フレコンバック/
放射性物質	放射性物質対象外						
数量確定者	処分業者						
区画	1	運搬方法					
運搬区画（発）	東京△□支店	運搬区画（着）	認可処分場				
処分業者	株式会社△△△処分センター	処分担当者		処分終了日			
排出事業者備考							

報告内容

運搬終了日 運搬担当者 報告担当者

運搬量 単位

有価物拾集量 単位

車両番号

▲ページトップ

マニフェストを検索できる項目

- マニフェスト番号
- 連絡番号
- 登録日、引渡し日
- 取引先の加入者番号
- 排出事業場名称
- 廃棄物の種類



Point

廃棄物の引き渡し後にマニフェスト登録するため、独自の受渡確認票を準備します。受渡確認票作成時にはマニフェスト番号は発行されていないため、代わりにマニフェストの運搬・処分終了報告時に該当のマニフェストを検索するための番号「連絡番号」を3者で決めて受渡確認票に記載し、検索時に検索条件として利用することもできます。連絡番号以外でも、取引先の加入者番号や引渡し日、排出事業場等の複数の情報を入れて絞込検索することで報告時、マニフェストを特定することもできます。



予約登録

廃棄物を引渡す前に予約情報としてマニフェストを登録することができます。
1週間分、1ヶ月分まとめて登録することもできます。

1

【排出事業者】マニフェストの予約登録

排出事業者は一定期間分の必要なマニフェストを事前に予約登録することができます。
※予約登録した(マニフェスト番号が発行された)時点で使用料が課金されます。

予約登録画面

2

受渡確認票の印刷

印刷



予約登録後に
印刷します。

その後、JWNETシステムからマニフェスト情報の記載された伝票を印刷できますので、**マニフェスト番号を事前に取引先と共有することができます。**

マニフェスト番号
(例) 12345678901



3 廃棄物の引渡し



廃棄物をドライバーに引き渡す際に受渡確認票も渡します。

4 【排出事業者】予約情報から本登録に切替え

廃棄物の引渡しが終わったら、3日以内に「予約登録」から「本登録」に切り替えます。

予約 ⇒ 登録

新規登録

登録

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

排出情報

引渡し日: 2024/10/01 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者: (産廃 一郎) 登録担当者: ()

排出事業場: コード (B010000123) コード取得 事業場追加

名称 (○○○事業所) 一覧 クリア

連絡番号1: 連絡番号2: 連絡番号3:

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質
1			廃プラスチック類	廃プラスチック類		100.000 k g	フレコンバック		処分業者		

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運搬業者
1				株式会社○○○運輸						

処分情報

処分業者: (株式会社△△△処分センター) 一覧 クリア

処分事業場: (麴町処分場)

処分方法: 再生 中間 最終 (選択なし)

再委託先処分業者: 一覧 クリア

最終処分の場所

委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
備考1					
備考2					
備考3					
備考4					
備考5					

パターン名称: 登録内容をパターンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

▲ページトップ

5 【収集運搬業者・処分業者】運搬・処分終了報告

報告については29ページと同様です。

受渡確認票に記載されているマニフェスト番号で検索できます。

また、日付等でまとめて検索し、受渡確認票を見ながら該当のマニフェストに必要な事項を入力し、その日のマニフェストを連続して報告することもできます。



Point

予約登録後にJWNETから印刷できるJWNET様式の受渡確認票を利用することができます(独自の受渡確認票を使用してもかまいません。)。マニフェスト番号も発番されますので、事前に取り先企業と共有することができます。

マニフェストの報告方法を見てみよう ~運搬終了報告/処分終了報告~

実際の運用事例を参考に運搬終了報告の方法を紹介します。

引渡し日で検索し、指定した期間のマニフェストに対して運搬終了報告をします。
引渡し日のほか、排出事業者の加入者番号等で絞込検索することもできます。

運搬終了報告

(例)〇月〇日の10件の運搬終了報告をする場合
※画面は収集運搬業者の画面です。

1 [マニフェスト情報を検索して報告]で日付情報を「引渡し日」を〇月〇日で検索します。

メニュー

- マニフェスト
- 現場登録支援機能
- 運搬終了報告
 - マニフェスト情報を検索して報告
 - マニフェスト番号を指定して報告
 - 運搬終了報告の修正
 - 運搬終了報告の取消
- 通知情報
- マニフェスト修正・取消に関する連絡
- 基本設定
- 環境設定
- 契約情報照会

マニフェスト情報を検索して報告 (運搬終了報告)

検索条件

マニフェスト番号 指定なし 範囲指定 ~
 番号指定

連絡番号

日付情報 登録日 引渡し日 2024/10/01 ~ 2024/10/01

加入者番号

排出事業場

廃棄物の種類

No.	削除	大	中	小	種類	大分類名称



2 〇月〇日に運搬したマニフェストが表示されます。手元の受渡確認票のAマニフェスト番号やB排出場所等をみて該当のマニフェストをクリックします。



運搬終了報告一覧

1 / 1 ページ ページを 500件 表示 [編集] アイコンをクリックして報告内容を入力してください (合計件数: 8 件)

No.	編集	削除	一括入力	報告	登録の状況	マニフェスト番号	運搬区間番号	運搬終了日	運搬担当者	連絡番号 1	引渡し日	運搬元事業場	運搬先事業場	排出事業者
1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486777	1				2024/10/01	東京〇〇工場	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486889	1				2024/10/01	東京△〇支店	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486890	1				2024/10/01	〇〇〇〇事業所	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486902	1				2024/10/01	東京〇〇工場	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486913	1				2024/10/01	東京〇〇工場	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
6			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486924	1		01		2024/10/01	〇〇〇〇事業所	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
7			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552486935	1		02		2024/10/01	〇〇〇〇事業所	超町処分場	株式会社〇〇〇産業
8			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録	12552487789	1				2024/10/01	東京〇〇工場	超町処分場	株式会社〇〇〇産業

戻る CSV保存 報告 ▲ページトップ

3

報告画面が表示されます。受渡確認票を見ながら数量や担当者等を入力し報告します。①②の作業を繰り返し報告作業を完了させます。



④ 運搬終了報告入力画面

③ 運搬終了報告入力画面

② 運搬終了報告入力画面

① 運搬終了報告入力画面

報告内容

運搬終了日	2024/10/01	運搬担当者	一真	報告担当者	
運搬日		単位	(選択なし)		
有価物拾集量		単位	(選択なし)		
車両番号		備考			



Point

引渡し日で検索するほか、排出事業者の加入者番号等で絞り込んで報告するマニフェストを検索することができます。

報告件数があまり多くなければ、日付情報で検索し、同じ引渡し日のマニフェストを全て表示させ、手元の受渡確認票を確認しながら報告内容を入力しているケースが多く見受けられます。取り扱うマニフェストの件数等に応じて、自分の会社にあったやり方で報告してください。

数量の確定者を決めよう

電子マニフェストには数量の確定者を指定する必要があります。

JWNETでは廃棄物の数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できます。

- ①排出事業者 : 数量(必須)
- ②収集運搬業者 : 運搬量(任意)(1区間~5区間)
- ③処分業者 : 受入量(任意)

3者がそれぞれ数量を入力した場合、都道府県等に報告するときに誰が入力した数量を使うか、決めなければいけません。

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値=確定数量となり都道府県等に報告される数量となります。

数量の確定者が処分業者の場合

- ①排出事業者は数量「100kg」で入力
- ②収集運搬業者は運搬量「100kg」で入力
- ③処分業者は受入量「150kg」で入力

このマニフェストの数量(都道府県等に報告される数量)は「150kg」となります。



排出事業者画面(登録)

新規登録

登録

ボタン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況
不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力し

排出情報

引渡し日 2024/10/01 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 (産廃 一郎) 登録担当者

排出事業場 コード (B010000123) 名称 (〇〇〇事業所)

連絡番号1 排出量100kg 数量の確定者を処分業者

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有吉物質
1			廃プラスチック類	廃プラスチック類		100.000 kg	フレコンバック		処分業者	

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運
1				株式会社〇〇〇運輸						

処分情報

処分業者 (株式会社△△△処分センター) 処分事業場 (麹町処分場) 処分方法 (再生) 再委託先処分業者

最終処分の場所

委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号

備考

備考1 備考2 備考3 備考4 備考5

ボタン名称: 登録内容をボタンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして

マニフェスト登録時に数量の入力が必須です。

収集運搬業者画面(報告)

運搬終了報告入力画面

マニフェスト情報 マニフェスト修正

マニフェスト番号	12552486744	引渡し日	2024年10月01日	引渡し担当者	産廃 太郎	連絡番号1	
排出事業者	株式会社□□□産業					連絡番号2	
排出事業場	東京○○工場					連絡番号3	
廃棄物の種類	廃プラスチック類	大分類名称	廃プラスチック類	廃棄物の数量	100.000 kg	荷姿/数量	フレコンバック
放射性物質	放射性物質対象外						
数量確定者	処分業者						
区間	1	運搬方法					
運搬区間(発)	東京○○工場	運搬区間(着)	麹町処分場				
処分業者	株式会社△△△処分センター	処分担当者		処分終了日			
排出事業者備考							

報告内容

運搬量100kg

運搬終了日	2024/10/01	運搬担当者	運搬 太郎	報告担当者	
運搬量	100	単位	kg		
有価物拾集量		単位	(選択なし)		
車両番号		備考			

1 / 1

運搬量の入力ができます。数量の確定者に指定されているときは必須です。

処分業者画面(報告)

処分終了報告入力画面

報告日 2024年10月28日

マニフェスト情報 マニフェスト修正・取消に関する連絡 詳細

マニフェスト番号	12552486744	引渡し日	2024年10月01日	引渡し担当者	産廃 太郎	連絡番号1	
排出事業者	株式会社□□□産業					連絡番号2	
排出事業場	東京○○工場					連絡番号3	
廃棄物の種類	廃プラスチック類	大分類名称	廃プラスチック類	廃棄物の数量	100.000 kg	荷姿/数量	フレコンバック/
放射性物質	放射性物質対象外						
数量確定者	処分業者						
有害物質							
収集運搬業者	株式会社○○○運輸						
運搬終了日	2024年10月01日	運搬担当者	運搬 太郎	運搬方法			
処分事業場	麹町処分場	処分方法					
排出事業者備考							

報告内容

確定数量

報告区分	<input type="radio"/> 中間 <input checked="" type="radio"/> 最終	処分終了日	2024/10/01	処分担当者	処分 太郎
報告担当者		運搬担当者		車両番号	
廃棄物受領日		受入量	150	単位	kg
備考					

受入量150kg

1 / 1

入力 キャンセル

受入量の入力ができます。数量の確定者に指定されているときは必須です。

Point

廃棄物の排出時に数量がわからない場合でも、マニフェスト登録時は数量を入力する必要があります。数量の単位は「t、m³、kg、リットル、個・台」から選択しますので、わからない場合は「個・台」を選択し入力することができます。その際、数量の「確定者」を収集運搬業者または処分業者を選択し、より正確な数量を入力してもらうこともできます。

排出事業者責任の観点から、排出事業者を数量の確定者としてほしい場合は、マニフェスト登録前に収集運搬業者または処分業者から計量した数量等を連絡してもらい、マニフェスト登録時に排出事業者を数量の確定者としてマニフェスト登録することもできます。事前に取引先業者と相談し、運用してください。

※数量確定者は排出事業者がマニフェストを登録するときに設定します。

産業廃棄物情報入力

産業廃棄物情報	
廃棄物の種類	(廃プラスチック類)
廃棄物の大分類名称	廃プラスチック類
廃棄物の名称	100
数量	単位 kg
荷姿	フレコンバック
数量の確定者	処分業者
排出事業者	収集運搬業者(区画1)
	収集運搬業者(区画2)
	収集運搬業者(区画3)
	収集運搬業者(区画4)
	収集運搬業者(区画5)
	処分業者
有害物質	有害物質2 (選択なし)
	(選択なし)
	(選択なし)

産業廃棄物情報の入力時に数量の確定者を選べます。

事前準備と確認事項

JWNETを利用する前に必要な情報を準備しておくことでスムーズに運用開始できます。

加入後、実際にmanifestの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要な項目もありますので、事前に準備しておくことをお勧めします。

	基本設定項目 (必須項目◎)	設定内容と準備
排出事業者の方	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号 [*] 」が必要です。事前に収集運搬業者に問い合わせてください。
	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号 [*] 」が必要です。事前に処分業者に問い合わせてください。
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。
収集運搬業者の方	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。
	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。
処分業者の方	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。
	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」 で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、JWNETから業者情報を取得できます。

JWNET加入申込みはホームページからお手続きください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/index.html>

導入後のポイント

1 定期的にマニフェスト情報を確認しよう

排出事業者は期限内に運搬・処分終了報告を確認する必要があり、収集運搬業者・処分業者は期限内に運搬・処分終了報告をする必要があります。また、日付や数量が誤っていた際にはマニフェストを修正・取消する必要があります。様々な状況に対応するためにそれぞれがマニフェスト情報を定期的に確認する必要があります。

① マニフェスト情報の照会から確認する

照会したマニフェスト一覧の「●」印の有無で確認できます。

「●」が表示されていれば報告済みとなり、無ければ未報告です。確認期限欄には確認期限が近いことを示す「間近」や確認期限が過ぎている「期限切れ」が表示されます。この表示が出ないように管理することが望ましいです。

● マニフェスト情報の照会画面

マニフェスト情報の照会一覧											
1 / 1ページ ページを 500件 表示 (合計件数: 12件)											
照会結果一覧											
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	確定数量
1	<input type="checkbox"/>	確定情報		12552465707	●	●	●	2024/04/02	廃プラスチック類	10.000 t	777.000 t
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552465729	●	●	●	2024/04/02	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552465819	●	●	●	2024/04/02	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552466887	●	●	●	2024/04/02	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t
5	<input type="checkbox"/>	確定情報		12552467091	●	●	●	2024/04/04	廃プラスチック類	10.000 t	777.000 t
6	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	12552469554				2024/05/22	廃プラスチック類	10.000 t	
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552470613	●	●	●	2024/06/05	廃プラスチック類	10.000 t	1000.000 t
8	<input type="checkbox"/>	登録		12552470624	●	●	●	2024/06/05	廃プラスチック類	10.000 t	1000.000 t
9	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552476923	●			2024/08/22	廃プラスチック類	10.000 t	
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552476934	●	●		2024/08/22	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t
11	<input type="checkbox"/>	登録		12552477250	●	●		2024/08/23	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552477328	●	●	●	2024/08/26	廃プラスチック類	10.000 t	10.000 t

② 通知情報で確認する

運搬・処分終了報告や期限間近、期限切れのマニフェストが発生した場合、JWNETの通知情報に通知が届きます。

通知が出ると「インフォメーション画面」に表示されますので、その後、通知情報画面から確認してください。

- **重要な通知**……運搬・処分終了報告通知や期限切れのマニフェストがある場合等
- **お知らせ通知**……運搬・処分終了報告の期限が間近に迫っている場合等
- **修正・取消通知**……取引先がマニフェストの修正や取消をしたい場合等。その後、承認作業が必要なものもあります。



●通知情報画面

メニュー

マニフェスト

新規登録

予約登録

予約情報を検索して登録

予約情報を送込で登録

マニフェスト情報の修正

マニフェスト情報の取消

予約情報の修正

インフォメーション

前回ログイン日時
2024年11月01日 11時52分19秒

パスワード変更のお願い
パスワードが90日間変更されておられません。定期的に変更することをお勧めいたします。前回変更日：2023年09月21日 12時11分41秒

通知情報

- COMS100SI:重要な通知が届いております。通知情報から確認してください。
- COMS100ZI:修正(登録)に関する通知が届いております。通知情報から確認して、「承認・否認」を行ってください。

●マニフェスト管理のインフォメーション画面

メニュー

マニフェスト

現場登録支援機能

通知情報

マニフェスト修正・取消に関する連絡

基本設定

環境設定

契約情報照会

修正・取消通知(登録)

マニフェスト(登録・報告・修正・取消等)の操作に関する通知が表示されます。
重要な通知は1年間、その他の通知は30日間表示されます。
通知確認後、通知を取消(通知一覧から削除)することができます。

通知情報検索

通知日 ~ 削除した通知を含む

通知情報一覧	選択	通知コード	通知の種類名	件数
修正要請通知(登録) [要:承認・否認]	<input checked="" type="radio"/>	110	運搬終了報告修正要請通知	1件
	<input type="radio"/>	118	処分終了報告修正要請通知	0件
取消要請通知(登録) [要:承認・否認]	<input type="radio"/>	113	運搬終了報告取消要請通知	0件
	<input type="radio"/>	121	処分終了報告取消要請通知	0件
その他の修正の通知(登録)	<input type="radio"/>	104	マニフェスト情報修正完了通知	0件
	<input type="radio"/>	105	マニフェスト情報修正要請無効通知	0件
	<input type="radio"/>	111	運搬終了報告修正完了通知	0件
	<input type="radio"/>	112	運搬終了報告修正要請無効通知	0件
	<input type="radio"/>	119	処分終了報告修正完了通知	0件
	<input type="radio"/>	120	処分終了報告修正要請無効通知	0件
<input type="radio"/>	107	マニフェスト情報取消完了通知	0件	

③メールで通知を確認する

②の通知を設定したメールアドレス宛に受け取ることができます。
システムにログインしなくても、必要な通知をメールで確認できます。

●メール通知設定画面(受信できるメールアドレスは2つまでです)

通知情報設定

メール受信設定

メールアドレス1 (パソコン用)

メールアドレス2 (パソコン用)

通知情報設定

No.	通知区分	通知種類	通知名称	JWNET Web		PC用メール配信1		PC用メール配信2	
				すべてはい	すべていいえ	すべてはい	すべていいえ	すべてはい	すべていいえ
1	重要	109	運搬終了報告通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
2	重要	116	処分終了報告(中間)通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
3	重要	117	処分終了報告(最終)通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
4	重要	124	最終処分終了報告通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
5	重要	126	運搬終了報告確認期限切れ通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
6	重要	128	処分終了報告確認期限切れ通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
7	重要	130	最終処分終了報告確認期限切れ通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
8	お知らせ	102	マニフェスト情報登録通知	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

①メールアドレスの設定をします。

②受信したい通知を選択します。

●メールサンプル

【JWNET】運搬終了報告通知

 Jwnet_manifest@jwnetweb.jp
宛先 

電子マニフェストシステムで下記の通知情報が作成されました。
詳細な内容は、システムを起動してご確認ください。

通知の種類： 運搬終了報告通知
マニフェスト番号：12552487116
通知日：11月1日

加入者番号： 
加入者名称：株式会社□□□産業

連絡番号1：02
連絡番号2：
連絡番号3：
引渡し日：2024年10月1日
排出事業場名称：東京○○工場

運搬終了日：2024年11月1日
区間：1区間目

【JWNET】運搬終了報告修正要請通知

 Jwnet_manifest@jwnetweb.jp
宛先 

電子マニフェストシステムで下記の通知情報が作成されました。
要請通知に対しては、10日以内にシステムで承認を行わないと、自動的に否認されます。
詳細な内容は、システムを起動してご確認ください。

通知の種類： 運搬終了報告修正要請通知
マニフェスト番号：12552487093
通知日： 

加入者番号：1110001
加入者名称：株式会社□□□産業

連絡番号1：02
連絡番号2：
連絡番号3：
引渡し日：2024年10月1日
排出事業場名称：□□□事業所

区間：1区間目

Point

排出事業者のマニフェスト確認期限

排出事業者は、電子マニフェストの登録日(紙マニフェストの場合は「交付日」、以下同じ)から**90日以内**(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)に、委託した産業廃棄物の**収集運搬と中間処理が終了したことを、マニフェストで確認する**必要があります。また、中間処理を経由して最終処分される場合は、電子マニフェストの登録日から**180日以内**に、**最終処分が終了したことを確認する**必要があります。

2 マニフェスト情報の修正・取消と確定情報

マニフェスト情報に誤りがあった場合、正しい情報に修正する必要があります。項目によっては修正できないため一度マニフェストを取消し、再度、新しいマニフェストを登録する必要があります。ここでは、修正や取消のルールについて説明します。

排出事業者のマニフェスト情報の修正・取消ルール

- 1) 排出事業者が登録したマニフェスト情報に対して、すでに運搬・処分終了報告が行われている場合、それぞれの収集運搬業者、処分業者から、承認が必要です。
- 2) 確定情報(41ページ参照)となったマニフェスト情報を修正・取消することはできません。
- 3) 排出事業者が修正・取消を行ってから、10日以内に収集運搬業者・処分業者が承認処理を行わない場合、修正・取消は反映されません。

※収集運搬業者・処分業者の修正はできません。マニフェストを取消して新たにマニフェストを登録してください。

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
マニフェスト情報の修正・取消	修正者 (修正・取消の操作が必要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)

収集運搬業者のマニフェスト情報の修正・取消ルール

- 1) 収集運搬業者は運搬終了報告の内容に誤りがあった場合は、運搬終了報告を修正・取消することができます。
- 2) 運搬終了報告の修正・取消をした場合は、排出事業者から10日以内に承認を得ることが必要です。承認が得られなかった場合や、承認の前に処分業者により処分終了報告が行われた場合は、修正・取消は無効となります。
- 3) 確定情報(41ページ参照)となったマニフェスト情報の運搬終了報告を修正・取消することはできません。

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
運搬終了報告の修正・取消	承認が必要	修正者 (修正・取消の操作が必要)	承認は不要

処分業者のマニフェスト情報の修正・取消ルール

- 1) 処分業者は処分終了報告の内容に誤りがあった場合は、処分終了報告を修正・取消することができます。
- 2) 処分終了報告の修正・取消をした場合は、排出事業者から10日以内に承認を得ることが必要です。承認が得られなかった場合や、承認の前に収集運搬業者により運搬終了報告が行われた場合は、修正・取消は無効となります。
- 3) 確定情報(41ページ参照)となったマニフェスト情報の処分終了報告を修正・取消することはできません。
- 4) 最終処分終了報告は修正ができません。一度取消して、再度、報告します(取消に排出事業者の承認は不要)。

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
処分終了報告の修正・取消	承認が必要	承認は不要	修正者 (修正・取消の操作が必要)

●修正・取消のフロー

1 マニフェスト情報／報告内容の修正・取消

2 取引先業者による修正・取消内容の承認

完了 修正・取消内容の反映

確定情報について

マニフェスト情報は一定の条件を満たすと「確定情報」となり、マニフェストの修正や取消ができなくなります。次の条件をすべて満たすと「確定情報」として管理されます。

確定情報になる条件

- マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。
- 運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告のすべてが終了している。
- 修正・取消の要請状態ではない。
- 最終更新日より10日以上経過している。

確定情報となったマニフェスト情報に対しては、照会のみ行うことができ、修正・取消等の操作は行うことができません。マニフェスト情報の確認を1年に1度しかしない場合、半年以上前に登録し確定情報となったマニフェスト情報は間違っても修正ができず、行政報告時に書面にて修正報告することにもなりかねません。間違えて登録した情報が確定情報にならないように、定期的にマニフェスト情報を確認するようにしましょう。

電子マニフェストに関する行政報告

電子マニフェスト登録等状況報告書とは

電子マニフェスト登録等状況報告書は、排出事業者が前年4月1日から本年3月31日までに登録した電子マニフェスト情報を都道府県知事等に報告する報告書です。廃棄物処理法第12条の5第9項に基づいて、情報処理センター（JWセンター）が報告します。

※電子マニフェストと紙マニフェストの両方を使用した場合には、紙マニフェスト使用分のみ排出事業者自身で都道府県知事等に報告することが必要です。

行政報告の流れ

- 4月1日から3月31日までに登録されたマニフェスト情報が対象で4月25日までに修正・取消された内容を反映し6月下旬に情報処理センター（JWセンター）が報告します。
- 報告は重量tで報告されます。異なる単位で登録しているマニフェストは既定の重量換算係数をかけて重量tで集計・報告しています。
- 必要に応じて重量換算係数をユーザ設定することができます。

		4月	5月	6月	…翌年3月
加入者	マニフェストの修正・取消	4月25日まで			
	重量換算係数の設定		5月7日から6月8日まで		
	行政報告の閲覧・ダウンロード		5月7日から翌年3月31日まで		
情報処理センターからの自治体への報告				6月下旬	

●電子マニフェスト登録等状況報告書サンプル

制度・仕組み編

導入・運用編

ステップアップ編

電子マニフェスト登録等状況報告書（〇〇〇〇年度）

事業者				事業場			業種	産業廃棄物の種類	排出量	単位	登録件数	区分1運搬受託			区分2受託								
住所	名称	氏名	電話番号	名称	所在地	電話番号						運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地	区分2受託者の許可番号	区分2受託者の氏名又は名称	区分2受託者の所在地						
①	埼玉県さいたま市〇〇区1-2-3	〇×株式会社	×× 太郎	048-111-2222	〇×株式会社製造工場	11107	埼玉県さいたま市〇〇区3-15-1	012-345-6789	F09	食品製造業	0800	廃プラスチック類	10.00	t	3005	123456	株式会社△△運送	12100	千葉県千葉市〇〇区1-2-3	234567	〇〇商會株式会社	12101	千葉県千葉市〇〇区1-2-3
②	埼玉県さいたま市〇〇区1-2-3	〇×株式会社	×× 次郎	048-111-2222	〇×株式会社製造工場	11107	埼玉県さいたま市〇〇区3-15-1	012-345-6789	F09	食品製造業	0800	木くず	20.00	t	100	123456	株式会社△△運送	12100	千葉県千葉市〇〇区1-2-3	234567	〇〇商會株式会社	12101	千葉県千葉市〇〇区1-2-3
②	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇	〇〇建設株式会社	×× 次郎	048-222-3333	さいたま市管轄内事業場	11107	さいたま市管轄区域内		E06	総合工事業	0200	汚泥	1000.00	t	200	987654	××興業	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇	111111	▲▲クリーンセンター	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇
	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇	〇〇建設株式会社	×× 次郎	048-222-3333	さいたま市管轄内事業場	11107	さいたま市管轄区域内		E06	総合工事業	0700	紙くず	300.00	t	200	987654	××興業	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇	111111	▲▲クリーンセンター	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇
	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇	〇〇建設株式会社	×× 次郎	048-222-3333	さいたま市管轄内事業場	11107	さいたま市管轄区域内		E06	総合工事業	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(各種含有産業廃棄物)	100.00	t	50	987654	××興業	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇	111111	▲▲クリーンセンター	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇
	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇	〇〇建設株式会社	×× 次郎	048-222-3333	さいたま市管轄内事業場	11107	さいたま市管轄区域内		E06	総合工事業	2440	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	100.00	t	50	987654	××興業	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇	111111	▲▲クリーンセンター	11107	埼玉県さいたま市浦和区〇〇
③	埼玉県さいたま市▲▲区1-2-3	〇〇リース業	×× 三郎	048-111-0000	さいたま市管轄内事業場	11107	さいたま市管轄区域内		G08	物品賃貸業	3100	廃電気機器類	10.00	t	0	123456	株式会社△△ロジック	11201	埼玉県川越市〇〇区1-2-3	456789	■〇環境株式会社	11201	埼玉県川越市〇〇区1-2-3
④	埼玉県さいたま市〇〇区5-5-6	有限会社××	×× 太郎	0482-111-2222	〇×株式会社製造工場	11107	埼玉県さいたま市〇〇区3-15-1	048-000-0000	F24	非鉄金属製造業	1200	金属くず	20.00	t	100	123456	■運搬株式会社	11110	埼玉県蕨市〇〇区〇〇	234567	〇〇商會株式会社	12100	埼玉県蕨市〇〇区〇〇
	埼玉県さいたま市〇〇区5-5-6	有限会社××	×× 太郎	0482-111-2222	〇×株式会社製造工場	11107	埼玉県さいたま市〇〇区3-15-1	048-000-0000	F24	非鉄金属製造業	1200	金属くず	20.00	t	100	123456	■運搬株式会社	11110	埼玉県蕨市〇〇区〇〇	234567	〇〇商會株式会社	12100	埼玉県蕨市〇〇区〇〇

表記例の説明

- ①排出事業者の業種が「製造業」の場合
- ②排出事業者の業種が「建設業」(中分類:総合工事業)の場合
所在地は設置が短期期間又は一定しないため、1事業場にまとめて表記
事業場の名称は管轄区域の「〇〇県管轄事業場」、所在地も「〇〇県管轄区域内」と表記 電話番号は未表記
- ③排出事業者の業種が「物品賃貸業」(通称:リース業)の場合
所在地は設置が短期期間又は一定しないため、1事業場にまとめて表記
事業場の名称は管轄区域の「〇〇県管轄事業場」、所在地も「〇〇県管轄区域内」と表記 電話番号は未表記
- ④収集運搬を区間委託した場合
「区間2運搬受託」～「区間5運搬受託」に表記



ステップアップ編

(参考資料)

現場登録支援機能について

現場登録支援機能とは

- 収集運搬業者の支援を得て、排出事業者が排出現場でスマートフォン・タブレットを使用してマニフェスト登録ができる機能です。
- 収集運搬業者と排出事業者の2者間で利用します(処分業者は「事前処分終了報告」に関する機能のみ利用可)。

排出事業者責任との関係

- マニフェストの登録はあくまで排出事業者が行います。収集運搬業者が登録に至る過程を支援する機能であり、マニフェストの内容は排出事業者が責任を負います。

利用にあたっての留意事項

- 当該機能の利用が収集運搬業者にメリットがある場合で、かつ、収集運搬業者がパソコンの操作に習熟し、ドライバーが現場でスマートフォン・タブレットを利用できるなど、運用のための能力を有する場合に利用できます。
- 収集運搬業者側から利用の申し出があった場合に初めて利用できます。

運用の流れ

1. 収集運搬業者が事前にマニフェスト情報を仮登録し、回収当日、廃棄物の数量等を現場で入力し、排出事業者にもスマートフォン・タブレットで内容を確認してもらいます。
2. 排出事業者は内容に問題がなければ暗証番号の入力によって現場でマニフェスト登録ができます。(現場で登録できない場合は、事後登録が可能です。)

STEP
1

収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェスト情報を**仮登録**

今日は〇×工場で
廃プラを収集よ



収集運搬業者が仮登録
(事務所)

STEP
2

排出**現場**で収集運搬業者が廃棄物の**数量をスマホで仮入力**

今日は4袋だね



スマホ・タブレットを持参
(排出現場)

STEP
3

排出事業者が収集運搬業者のスマホでマニフェスト内容を**確認**し、暗証番号を使って**自ら登録!**

確認OK!
登録完了!



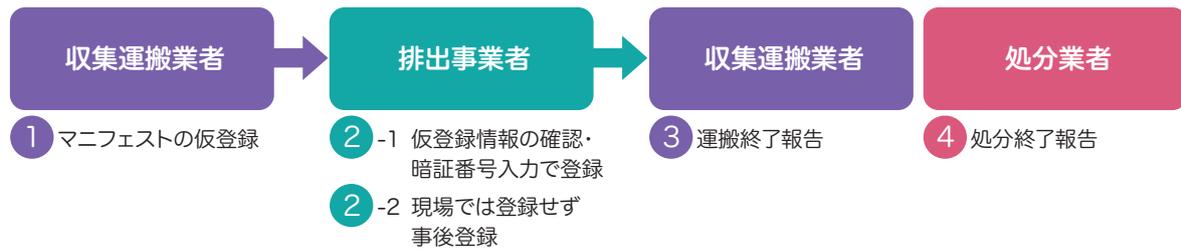
排出事業者が
暗証番号入力

マニフェスト運用の比較

通常のマニフェスト運用



現場登録支援機能のマニフェスト運用



現場登録支援機能を利用すると…

【排出事業者】

- 排出事業者が現場で暗証番号を入力するとその場でマニフェスト登録が完了します。
- 現場で登録ができなかった場合、排出事業者はその後事務所で事後登録することができます。

【収集運搬業者、処分業者】

- 収集運搬業者・処分業者は処理終了後、排出事業者がマニフェストの事後登録前(本登録前)であっても運搬・処分終了報告をすることができます(事前運搬・処分終了報告)。
- 収集運搬業者は各ドライバーをサブ番号ごとに紐づけ設定することで、自身の回収ルートのマニフェストのみを現場で検索することができます。

連絡番号の活用方法と活用事例

●連絡番号とは

連絡番号はマニフェストの法定項目ではありませんが、マニフェスト番号とは別に社内や取引する業者間で管理するために自由に設定・入力できる番号です。

連絡番号は排出事業者がマニフェスト登録をする際に必要に応じて自由に入力できる項目であり、マニフェストの管理・検索をスムーズにするために活用されています。

ここではサブ番号の活用方法や活用事例を紹介します。

1 サブ番号ユーザと紐づけて管理する活用

サブ番号を検索条件としてマニフェスト情報を検索することができないため、サブ番号ごとに連絡番号を設定することで、サブ番号ごとのマニフェスト情報の検索ができます。また、通知メールにも連絡番号の表示があるため、どのサブ番号ユーザに関するマニフェストの通知なのか把握することができます。

準備

1 サブ番号を作成し、サブ番号ユーザが入力する連絡番号を決めておきます。

サブ番号設定										
パスワード有効期限										
パスワード有効期限(日数) <input type="text" value="999"/> 日 (注意) 加入者番号およびサブ番号の全てに適用されます。										
サブ番号の基本設定について										
・基本設定を「共有しない」から「共有する」に変更した場合 サブ番号で作成した独自の基本設定は消去され、加入者番号(7桁)と同じ基本設定に変更されます。										
・基本設定を「共有する」から「共有しない」に変更した場合 加入者番号(7桁)と同じ基本設定は消去され、サブ番号で独自の基本設定を作成する必要があります。										
サブ番号【サブ番号の最大指定可能件数: 99】 <input type="button" value="追加"/>										
No.	削除	パスワードリセット	サブ番号	仮パスワード連絡先メールアドレス	基本設定	権限				備考
						登録	修正・取消	承認・否認	電子媒体サービス申込	
1	<input type="button" value="削除"/>	<input type="checkbox"/>	1110001 01	aaa@jwnet.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input type="text"/>			
2	<input type="button" value="削除"/>	<input type="checkbox"/>	1110001 02	bbb@jwnet.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input type="text"/>			
3	<input type="button" value="削除"/>	<input type="checkbox"/>	1110001 03	ccc@jwnet.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 共有する <input type="radio"/> 共有しない	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input type="text"/>			

【連絡番号入力のルール】
サブ番号01⇒連絡番号01
サブ番号02⇒連絡番号02
サブ番号03⇒連絡番号03

2 マニフェスト登録の際、決められた連絡番号を入力します。

新規登録			
登録			
<input type="button" value="パターン選択"/>			
一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録 不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を			
排出情報			
引渡し日	<input type="text" value="2024/10/01"/> (yyyy/MM/dd)	引渡し担当者	<input type="text" value=""/> <input type="button" value="一覧"/>
登録担当者	<input type="text" value=""/> <input type="button" value="一覧"/>		
排出事業場	コード <input type="text" value=""/> 名称 <input type="text" value=""/>	<input type="button" value="コード取得"/> <input type="button" value="事業場追加"/>	<input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>
連絡番号1	<input type="text" value="02"/>	連絡番号2	<input type="text" value=""/>
連絡番号3	<input type="text" value=""/>		

【サブ番号02のユーザの場合】
連絡番号1に「02」を入力します。

管理・確認

マニフェスト情報の照会で「連絡番号1」でどのユーザのものかすぐに識別できる

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の種類
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552486946	●						2024/10/01	廃プラスチック類	廃プラスチック類
2	<input type="checkbox"/>	運搬終了報告修正承認待ち		12552487093	●			02			2024/10/01	廃プラスチック類	廃プラスチック類
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552487105	●			03			2024/10/01	廃プラスチック類	廃プラスチック類

通知メールにも連絡番号が表示されるため、どのユーザのものかすぐに識別できる

▼運搬終了報告通知(02ユーザ)

【JWNET】運搬終了報告通知

Jwnet_manifest@jwnetweb.jp
宛先: [REDACTED]

電子マニフェストシステムで下記の通知情報が作成されました。
詳細な内容は、システムを起動してご確認ください。

通知の種類: 運搬終了報告通知
マニフェスト番号: 12552487116
通知日: 11月1日

加入者番号: [REDACTED]
加入者名称: 株式会社□□□産業

連絡番号1: 02
連絡番号2: [REDACTED]
連絡番号3: [REDACTED]

引渡し日: 2024年10月1日
排出事業場名称: 東京〇〇工場

運搬終了日: 2024年11月1日

▼運搬終了報告通知(03ユーザ)

【JWNET】運搬終了報告通知

Jwnet_manifest@jwnetweb.jp
宛先: [REDACTED]

電子マニフェストシステムで下記の通知情報が作成されました。
詳細な内容は、システムを起動してご確認ください。

通知の種類: 運搬終了報告通知
マニフェスト番号: 12552487105
通知日: 11月1日

加入者番号: [REDACTED]
加入者名称: 株式会社□□□産業

連絡番号1: 03
連絡番号2: [REDACTED]
連絡番号3: [REDACTED]

▼運搬終了報告修正要請通知(02ユーザ)

【JWNET】運搬終了報告修正要請通知

Jwnet_manifest@jwnetweb.jp
宛先: [REDACTED]

電子マニフェストシステムで下記の通知情報が作成されました。
要請通知に対しては、10日以内にシステムで承認を行わないと、自動的に否認されます。
詳細な内容は、システムを起動してご確認ください。

通知の種類: 運搬終了報告修正要請通知
マニフェスト番号: 12552487093
通知日: [REDACTED]

加入者番号: 1110001
加入者名称: 株式会社□□□産業

連絡番号1: 02
連絡番号2: [REDACTED]
連絡番号3: [REDACTED]

引渡し日: 2024年10月1日
排出事業場名称: □□□事業所

区間: 1区間目

※通知メールの送信先をグループメールのアドレスにすることで、関連するユーザ全てにメールを送信することもできます。

2 社内システムと連携するための連絡番号の活用

建設業の事例

ハウスメーカーの事例

契約番号を連絡番号1に入力し、工事の種類(新築/リフォーム)を連絡番号2に入力して管理している。
社内では工事についてはすべて契約番号で管理しているため、マニフェスト情報についても契約番号等を連絡番号1に入力し、マニフェスト情報の検索等に活用している。

EDIを利用している建設業者の事例

EDIシステムで利用している「ユニーク番号」を入力し、情報の連携を図っている。

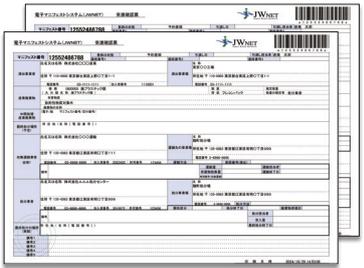
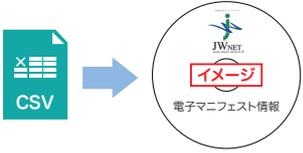
リース会社の事例

リースアップ物件が最終処分まで処理されたことを確認した後、JWNETからマニフェスト情報をダウンロードして、社内の資産管理システムに取り込んでいる。
取り込むマニフェスト情報の連絡番号欄に、あらかじめリース物件の契約番号を入力しておくことで、社内の資産管理システムで自動的に資産の除去が行われ、事務の効率化を図ることができる。

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明

紙マニフェストではE票等を提出する必要がありましたが、電子マニフェストでは次の4つの方法で公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績証明をJWNETから出力することができます。

次の4つの方法で公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績証明をJWNETから出力することができます。

1	マニフェスト情報登録証明(無料) 【マニフェスト情報登録証明申込機能】	データ出力条件 (上限)	出力形式
	<ul style="list-style-type: none"> ●当該工事現場のマニフェスト情報をJWNETから抽出し、JWNETのデジタル署名入りのPDFファイルを作成します。 ●このPDFファイルによりJWNETにマニフェスト情報が登録されていることを証明するサービスです。 	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(365日) ●件数の上限なし 	電子署名入りPDF 
2	受渡確認票を印刷して利用(無料) 【マニフェスト情報照会機能】	データ出力条件 (上限)	出力形式
	JWNETのマニフェスト情報照会から当該工事現場の受渡確認票を印刷、もしくはデータを電子媒体に格納して利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(365日) ●5,000件まで 	PDF 
3	CSVデータをダウンロードして利用(無料) 【マニフェスト情報照会機能】	データ出力条件 (上限)	出力形式
	電子マニフェストシステムから、データをCSVでダウンロードして利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(365日) ●5,000件まで 	CSV 
4	電子媒体提供サービス(有料:3,850円税込み) 【電子媒体提供サービス機能】	データ出力条件 (上限)	出力形式
	<ul style="list-style-type: none"> ●当該工事現場のマニフェスト情報を電子マニフェストシステムから抽出し、電子媒体(CD-R)に収録して提供するサービスです。 ●電子媒体に証明シールに貼付するとともに、収録した内容を記載した書面を添付し、データの改ざんを防止します。 	制限なし (データ保存5年以内)	CSV 

※データ出力条件については、1回の検索で出力できる「期間」と「マニフェスト件数」の上限を記載しています。



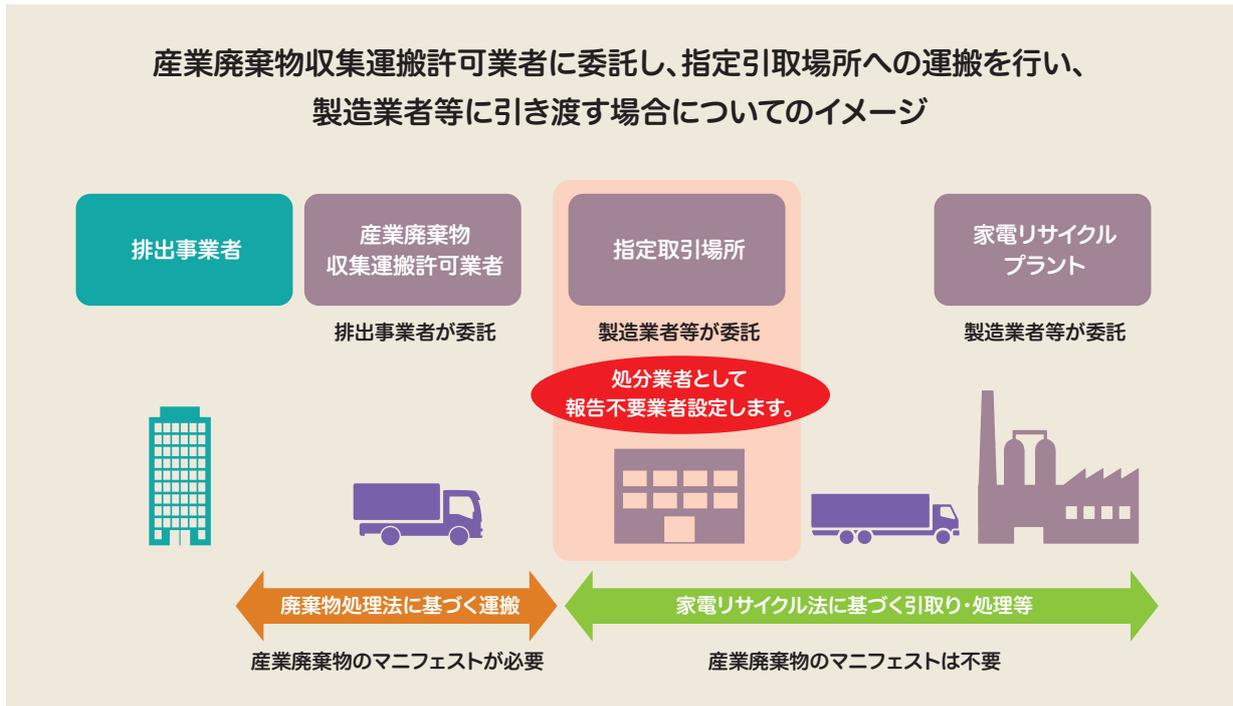
Point

公共工事では、竣工検査時等において、廃棄物処理実績の確認のため、紙マニフェストの提出が求められています。公共工事で、電子マニフェストを利用している場合については、国土交通省通知(2005年9月21日付け各地方整備局宛「産業廃棄物の処理の確認について」(67ページ参照))により、産業廃棄物の適正処理の確認を監督職員が行う際には、電子マニフェストの内容を確認することによって対応可能とされています。

家電リサイクルのマニフェスト登録について

家電リサイクル対象製品は家電リサイクル法等に基づき、リサイクルする必要があるため、産業廃棄物のマニフェストが必要となるのは指定引取場までの収集運搬のみになります。マニフェストは運搬終了報告までで完了となり、処分終了報告は不要となります。

電子マニフェストでは処分業者も設定する必要がありますが、この場合、処分終了報告が不要であるため、運搬先である指定取引所を報告不要の処分業者として設定して運用します。



操作手順

- 1 処分終了報告不要の設定をします。
メニュー[環境設定]で「マニフェストを要しない場合」-[報告を要しない業者に処分を委託する]にチェックを入れる
- 2 指定取引先業者を報告不要業者(処分)として登録します。
メニュー[基本設定]-[報告不要業者設定]で取引先業者の情報を登録します
- 3 マニフェストを登録します。
メニュー[マニフェスト]-[新規登録/予約登録]で処分業者を報告不要業者を選択します。

※それぞれの操作の詳細は操作マニュアルをご参照ください。



広域認定制度等の産業廃棄物や一般廃棄物をマニフェスト登録する方法

「広域認定制度・再生利用認定制度に係る産業廃棄物」や「一般廃棄物」についても電子マニフェストに登録することで他の産業廃棄物と同様に一元管理することが可能です。

ただし、これらの廃棄物については本来マニフェストの登録が不要です。いつもどおりマニフェスト登録すると産業廃棄物と同様に電子マニフェスト登録等状況報告(行政報告)の対象となりますので、行政報告から除外する方法でマニフェスト登録する必要があります。

電子マニフェスト登録等状況報告から除外する方法

広域認定制度・再生利用認定制度に係る産業廃棄物や一般廃棄物を登録する際は、排出事業場情報の「連絡番号3」に999を入力してください。

番号の先頭が999であれば可能です。「999」だけでなく「999ABC」等として利用いただけます。

新規登録			
登録			
ボタン選択			
一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。			
排出情報			
引渡し日	2024/03/05 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 一語 登録担当者 一語		
排出事業場	コード コード取得 事業場追加		
名称	一語 クリア		
連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	999

連絡番号3に999を入力
(番号の先頭が999であれば可)
例999ABC, 999123

電子マニフェストで見る廃棄物

●電子マニフェスト情報の利活用

JWセンターではマニフェスト情報を社会に有用な形で還元するために、電子マニフェストBIツール(情報の視覚化を容易にする仕組み)を構築し、試験運用しています。電子マニフェストを利用して登録される産業廃棄物情報を表、グラフや地図に表現することで、新たな価値を生み出すことが期待されます。下記情報をJWセンターホームページで公開していますのでご参照ください。

●提供している情報

- (1) 業種別に見る処理委託量
直近1年間に電子マニフェストで把握された処理委託量を業種別に集計
- (2) 種類別に見る処理委託量
直近1年間に電子マニフェストで把握された処理委託量を産業廃棄物の種類別に集計
- (3) 地域別に見る処理委託量・受入量
電子マニフェストで把握された地域ブロック別の処理委託量とその地域ブロックから排出された廃棄物を受入れた地域及び量を地図上に表示

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/index.html>

資料編

(電子マニフェスト関連条文等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 抜粋

(電子情報処理組織の使用)

第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物(その運搬又は処分¹の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの(以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第十三条の二第一項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。)には、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。)から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

2 第十二条の三第一項に規定する事業者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限り、前項に規定する産業廃棄物を取り扱う場合の電子情報処理組織使用義務者を除く。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合を除く。)において、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

3 運搬受託者又は処分受託者は、前二項の規定により電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、第十二条の三第三項及び第四項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。

4 処分受託者は、第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者から報告を求められた場合において、第六項又は第十二条の三第四項前段若しくは第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。

5 情報処理センターは、前二項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者²に、運搬受託者又は処分受託者が、当該運搬又は処分を終了した旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を通知するものとする。

6 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でないときは、第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

- 7 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、第五項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。
- 8 情報処理センターは、第一項又は第二項の規定による登録及び第三項又は第四項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 9 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による登録及び第三項又は第四項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 情報処理センターは、第一項又は第二項の規定による登録について環境省令で定める期間内に第三項又は第四項の規定による報告を受けないときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、その旨を当該登録をした電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者へ通知しなければならない。
- 11 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、第五項の規定により通知を受けた第三項若しくは第四項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、環境省令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(省令)抜粋

(情報処理センターへの登録手続き)

第八条の三十一 情報処理センターは、その使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用している者に対し、電子情報処理組織の使用を証する書面を交付しなければならない。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物(令第二条の四第五号イからハまでに掲げるものを除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物(前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。)の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者(当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第八条の三十一の四 法第十二条の五第一項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第十二条の五第一項の規定による登録、同条第三項若しくは第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成三十一年三月三十一日においていずれも六十五歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていない場合

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の五 法第十二条の五第一項及び第二項(これらの規定を法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに登録すること。
- 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあつては、運搬先ごとに登録すること。
- 三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号(以下「登録番号」という。)を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。
- 四 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
- 五 中間処理業者(次号に規定する場合を除く。)にあつては、第八条の三十二第八号及び第九号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
- 六 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

(情報処理センターへの登録期限)

第八条の三十一の六 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める期間は、三日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関す

る法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)とする。

(情報処理センターへの登録事項)

第八条の三十二 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物の引渡し年月日及び登録年月日並びに登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 四 産業廃棄物の引渡しを担当した者の氏名
- 五 運搬又は処分を受託した者の住所
- 六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 七 産業廃棄物の荷姿
- 八 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- 九 中間処理業者(次号に規定する場合を除く。)にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
- 十 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。)にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- 十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告)

第八条の三十三 法第十二条の五第三項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

- 一 運搬の終了 次に掲げる事項
 - イ 運搬を担当した者の氏名
 - ロ 運搬を終了した年月日
 - ハ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の拾集を行つた場合には、拾集量
- ニ 当該産業廃棄物に係る登録番号
- 二 処分の終了 次に掲げる事項
 - イ 処分を担当した者の氏名
 - ロ 処分を終了した年月日
 - ハ 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行つた場所の所在地
- ニ 当該産業廃棄物に係る登録番号

(情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日(休日等を除く。)とする。

(処分受託者の情報処理センターへの報告)

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃

棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

(処分受託者の情報処理センターへの報告期限)

第八条の三十四の三 法第十二条の五第四項の環境省令で定める期間は、三日(休日等を除く。)とする。

(情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知)

第八条の三十四の四 情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付)

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第六項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限)

第八条の三十四の六 法第十二条の五第六項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

(情報処理センターによる情報の保存期間)

第八条の三十五 法第十二条の五第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(情報処理センターによる報告)

第八条の三十六 法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称、住所及び業種
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び運搬又は処分を受託した者の区分に応じた登録回数
- 四 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び許可番号並びに運搬先の事業場の所在地

(運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間)

第八条の三十七 法第十二条の五第十項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の五第三項の規定による報告 登録の日から九十日(特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日)
- 二 法第十二条の五第四項の規定による報告 登録の日から百八十日

(電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八条の三十八 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十一項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区 分		報告期限
<p>法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき</p>	<p>前条に規定する期間が経過した日から三十日以内</p>	
<p>法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき</p>	<p>虚偽の内容を含むことを知った日から三十日以内</p>	
<p>法第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第五項の規定による法第十二条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物(当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限り)の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>	
<p>法第十四条の三の二第三項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第五項の規定による法第十二条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物(当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された者にその運搬を委託したものに限り)の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条の三の二第三項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>	
<p>法第十四条の三の二第三項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合において、法第十二条の五第五項の規定による法第十二条の五第一項前段又は第二項の報告に係る産業廃棄物(当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された者にその処分を委託したものに限り)の処分が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条の三の二第三項(法第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>	

産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)

(平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

〔平成23年3月17日 環廃産第110317001号
各都道府県、各政令市産業廃棄物行政主管部
(局)長あて 環境省大臣官房廃棄物・リサイ
クル対策部産業廃棄物課長通知〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)等が平成23年4月1日より施行されることを踏まえ、平成13年3月23日付け環廃産第116号をもって通知した「産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)」について、必要な内容の見直しを行い、下記のとおり取りまとめたので通知する。事業者又は産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場等に立入検査を行う際には、平成12年9月28日付け衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」及び下記事項に留意の上、その実施状況を把握するなど制度の厳正な運用に当たられたい。

おって、平成13年3月23日付け環廃産第116号本職通知「産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 産業廃棄物管理票

1. 総論

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度であること。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければならないが、これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務である。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務であること。

2. 管理票の交付

(1) 交付手続

- ① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者(処分のみを委託する場合にあつては処分受託者)に管理票を交付しなければならないこと。このため通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となるが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとして管理票を交付して差し支えないこと。
- ② 管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であつて、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。
- ③ 「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。
- ④ 産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに管理票を交付しなければならないこと。

- ⑤ 管理票は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）様式第2号の15によるものでなければならないことから、交付された書面がこれによらないで作成されたものである場合には、管理票の不交付と判断されること。

(2) 記載事項

管理票は、規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければならないが、記載事項については以下によること。

- ① 「種類」は、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと。
- ③ 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載すること。
- ④ 「交付を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業員の氏名を記載すること。ただし、(4)により元請業者（法第21条の3第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）が同条第3項に基づき下請負人（同条第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を経由して受託者に管理票を交付した場合には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。
- ⑤ 「運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称」及び「運搬又は処分を受託した者の住所」は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければならないこと。
- ⑥ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載すること。
- ⑦ 「最終処分を行う場所の所在地」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければならないこと。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと。なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。
- ⑧ 中間処理業者が記載すべき「交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号」は、例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載するものであること。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合など管理票に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。

(3) 管理票の交付を要しない場合

規則第8条の19各号に掲げる場合には管理票の交付は不要であるが、次の事項に留意すること。

- ① 各号（第7号及び第10号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託し、これらの者以外の者に処分を委託する場合には、事業者は、処分受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、事業者は運搬受託者を経由して管理票を交付することとなるが、運搬受託者は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。
- ② 各号（第6号及び第10号を除く。）に規定する者に処分のみを委託し、これらの者以外の者に運搬を委託する場合には、事業者は、運搬受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、運搬受託者は処分受託者に管理票を回付する義務を負わないこと。
- ③ 第9号は、例えば地方公共団体の下水処理場から日本下水道事業団の広域汚泥処理場へ送泥管により下水汚泥を搬入する場合のように、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設とが運搬用パイプラインで直結されている場合をいうものであること。

(4) 法第21条の3第3項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合

この場合においても、下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に

係る管理票は、元請業者が交付すること。なお、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付することは差し支えないが、下請負人は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。

なお、下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合において、元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけではないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」及び「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。ただし、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付した場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

3. 管理票の写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

- ① 事業者が管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者であること（再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合には、当該再受託者がこれに該当すること）。
- ② 「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載するものであること。
- ③ 運搬受託者は、運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後に管理票の写しを事業者へ送付すること。

(2) 最終処分を受託した場合

- ① 処分受託者は、最終処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名、最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合にあっては、事業者）へ送付すること。
- ② 「処分を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ③ 再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日をいうものであること。
- ④ 「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。
- ⑤ 処分受託者は、処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票又は運搬受託者から回付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、処分を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、処分終了後に管理票の写しを事業者へ送付すること。

(3) 中間処理を受託した場合

- ① 処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日を記載して10日以内にその写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者とする。以下同じ。）へ送付すること。
- ② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者から交付された管理票に最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを事業者へ送付すること。
- ③ 最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付期限は、中間処理後の産業廃棄物について複数の最終処分を委託した場合にあっては、これらすべてについて管理票の写しの送付を受けたときから10日以内であること。なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥はこれに含まれないこと。
- ④ その他、(2)に記載した事項を準拠されたいこと。

4. 管理票の写し等の保存

- (1) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者に交付した管理票の写しを、当該管理票を交付した日から5年間保存しなければならないこと。

- (2) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付された管理票の写しを送付を受けたときから5年間保存しなければならないこと。
- (3) 事業者が、事業場以外の場所において管理票の写しを保存することは差し支えないが、都道府県による立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようにこれを保存すべきであること。

5. 管理票の写しが送付されない場合等における事業者が講ずべき措置

- (1) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと。
 - ① 管理票の交付の日から90日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日)以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき
 - ② 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき
 - ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき
 - ④ 運搬受託者又は処分受託者から法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知(以下「処理困難通知」という。)を受けたとき
- (2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託すること、処理困難通知を発出した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどがあり、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ること。
- (3) (1)①から④までのいずれかに該当する事業者は、以下の場合に応じ、それぞれ以下に掲げる報告期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければならないこと。
 - ・(1)①に該当する場合(1)①に規定する期間が経過した日から30日以内
 - ・(1)②に該当する場合(1)②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から30日以内
 - ・(1)③に該当する場合虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
 - ・(1)④に該当する場合であつて、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物(当該通知をした受託者に委託したものに限る。)について処理が終了した旨の管理票の送付を受けていないとき当該通知を受けた日から30日以内

第2 電子情報処理組織の使用

1. 総論

電子情報処理組織を使用する制度は、情報処理センターがその管理を行うことにより産業廃棄物管理票制度を確実に実施することができるとともに、事業者にとっても管理票の記入手続やその写しの保存が不要となるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特徴を有していることから、事業者に当該制度の十分な周知を図られたいこと。さらに、平成23年4月1日より開始される優良産業廃棄物処理業者認定制度において、優良基準の一つとして、産業廃棄物処理業者が情報処理センターに電子情報処理組織に係る利用登録をしており、電子情報処理組織が使用可能であることが挙げられていることから、今後、電子情報処理組織を使用できる産業廃棄物処理業者の増加が想定されることから、事業者に当該制度の積極的な活用を推奨されたいこと。

2. 電子情報処理組織を使用する際の登録手続等

- (1) 電子情報処理組織を使用する際の登録及び報告に係る内容及び手続は、第1の2、3及び5に記載した事項に準拠されたいこと。
- (2) 電子情報処理組織を使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後3日以内に情報処理センターに登録しなければならないこと。この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されること。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者への登録番号の通知は、文書、口頭等の方法を問わないものであるが、確実に情報を伝達するため、文書によることを基本とすること。産業廃棄物の引渡しの際において引渡しの際に登録及び通知を行う場合であつて、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知することとして差し支えないこと。

第3 虚偽の管理票の交付の禁止

近年、産業廃棄物処理業者の自己名義による架空の管理票の売買が行われ、不法投棄を誘発しかねない問題となっていることから、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することを禁止し、罰則の対象としたものであること。

したがって、法第12条の4の対象となる虚偽の記載をした管理票とは、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、運搬又は中間処理若しくは最終処分が終了した旨の記載がされた文書であって、これを交付をした産業廃棄物処理業者の名義で作成されたものをいうものであること。

第4 管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることの禁止

近年、受託者である産業廃棄物処理業者が管理票の交付義務に違反している事業者と共謀し、又は強要され、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見受けられるが、こうした行為は、産業廃棄物管理票制度の外で産業廃棄物の処理が行われる事態を引き起こし、当該制度に期待される産業廃棄物の適正処理を確保するという効果を損なうばかりでなく、その産業廃棄物に処理責任を負う者が誰であるかを不明確とするものであり、正に不適正処理を助長する行為であることから、平成22年の法改正により、当該引受行為を禁止し、罰則の対象としたものであること。

なお、電子情報処理組織を利用し、情報処理センターを利用して産業廃棄物の処理が終了した旨の報告を求められた産業廃棄物処理業者については、当該引受行為に係る禁止規定が適用されないこと。

また、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことから、管理票の交付を受けずに当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることは差し支えないものであること。

電子マニフェストの普及促進について

(平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

平成17年3月30日 環廃産発第05033001号
各都道府県、政令市 廃棄物行政主管部(局)長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物行政の推進につきましては、常日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の5に規定する電子マニフェストは、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって情報管理の合理化につながる事、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる事等のメリットがあり、産業廃棄物処理システムの透明性を図り、不適正処理事案に迅速に対応するためにも、その普及が強く求められております。しかしながら、平成10年に導入されて以降、加入者数及び登録件数とも増加してきているものの、平成16年度の2月末の時点で、紙マニフェストの頒布枚数4,500万枚に比べ、登録件数でその2%程度の利用状況に止まっている状況にあります。

このような状況の中で、平成15年及び16年の廃棄物処理法改正案に対する国会附帯決議において、「産業廃棄物の不適正処理に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野にいれつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。」とされたところであります。

環境省では、平成16年度より産業廃棄物処理業優良化推進事業の一環として、電子マニフェストの普及促進方策の検討を行ってきたところですが、この度、産業廃棄物処理業優良化推進委員会(委員長:北村喜宣上智大学教授)において、「電子マニフェスト普及促進方策」が別添のとおり取りまとめられましたので送付します。

環境省としては、本報告書に沿って電子マニフェスト普及促進方策を強化していくこととしておりますので、貴職におかれましても、下記の事項に留意の上、電子マニフェストの普及促進について特段の御協力をお願い申し上げます。

記

1. 普及啓発活動の強化について

平成17年度以降、環境省では、地方公共団体、関係業界等の参加と協力の下で、モデル事業の実施、キャンペーンの実施などの各種普及啓発活動を強化することとしておりますので、貴職におかれましては、これらの活動への積極的参加及び独自の普及啓発活動の実施について特段の御協力をお願いします。なお、情報処理センター(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)においては、都道府県又は保健所設置市が主催する説明会に対し担当者を派遣する等の支援を積極的に行うこととしておりますので、御活用下さい。

2. 公共工事等における活用促進について

都道府県又は市町村の公共事業及び公共発注(以下「公共工事等」という。)において電子マニフェストを率先して活用することは、民間事業における導入の契機ともなり、電子マニフェストの普及促進に極めて有効であると考えられることから、貴職におかれては、貴団体の公共工事等の担当部局に電子マニフェストを率先して活用することを積極的に働きかける等、その活用促進に特段の御協力をお願いします。

特に、公共関与の産業廃棄物処理施設を設置している場合には、当該処理施設及び処理施設への産業廃棄物搬入業者において電子マニフェストの活用が図られるよう特段の御指導をお願いします。

(別添)略

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)

(平成18年12月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

環廃産発第061227006号 平成18年
12月27日 各都道府県・各政令市廃棄物
行政主管部(局)長殿 環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

一般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成18年環境省令第23号。以下「改正省令」という。)を平成18年7月26日に公布したところであり、この改正省令において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)様式第3号を改正し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第115号)を改正したので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)については、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況等を自ら把握することにより、排出事業者に対する責任を明確にするため、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の3第1項に基づいて、排出事業者が管理票の交付を義務付けているところである。また、行政が産業廃棄物の流れを管理票により把握することができるよう、法第12条の3第6項に基づいて産業廃棄物管理票交付者は管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事」という。)に提出することが義務とされている。本規定は、管理票の電子化が進捗すれば地方公共団体が排出事業者の委託状況を容易に把握することができるため有効なものであるが、実際には管理票の電子化が進展せず、その適用を猶予していたところである。

管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告(以下「電子マニフェスト」という。)による場合は、法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した法第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)で情報が一括管理されるため、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に資するものである。このことから、電子マニフェストの普及は急務となっており、平成17年3月30日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「電子マニフェストの普及促進について」においても、その普及啓発について貴都道府県・政令市に対して協力を依頼したところであるが、先般、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された『IT新改革戦略』(平成18年1月19日決定)において、平成22年度には電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定され、政府全体として電子マニフェストを一層推進していくこととなった。

このような状況を踏まえ、情報処理センターにおけるシステムの改善を行ったところであり、目標達成に向け、関係者が協力して普及促進活動をいっそう強化し、もって不法投棄等の不適正処理の防止に資する必要がある。

以上のように、電子マニフェストが急速に進展していくと見込まれることにかんがみ、今般、管理票の報告に関する適用猶予期間を具体的に設定する改正を行うこととしたものである。

併せて、循環型社会の実現に向け、産業廃棄物に関する基礎的な統計データの精度を高めることが求められていることにかんがみ、管理票に関する報告書の内容に排出量等必要な項目を追加することとしたものである。

第二 改正の内容

1. 適用猶予措置について

適用猶予期間を平成20年4月1日までとする。これにより、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間(初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間)において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等)に関し、様式第3号に

より報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとする。

ただし、電子マニフェストを利用した場合にあっては、法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はない。

このことを踏まえ、都道府県及び政令市においては、管下の事業者（排出者としての地方公共団体を含む。）に対し、管理票に関する行政報告について、周知方願いする。

2. 報告書の取扱いについて

都道府県及び政令市においては、管下の報告書の内容を集計する等により、管下の循環型社会形成に向けた計画や、法第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画の立案等に活用されたい。

なお、報告書の活用に当たり、排出量の記載に係る単位の誤り等、報告書の内容に著しい不備がある場合においては、産業廃棄物管理票交付者に対して単位の確認を行う等、適切な対応を図ることとされたい。

3. 様式について

施行規則様式第3号において、従来は産業廃棄物の種類、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬受託者の許可番号、運搬先の住所、処分受託者の氏名又は名称、処分受託者の許可番号及び処分場所の住所を記載することとしていたところであるが、これらに加え、当該事業者の業種及び排出量の項目を追加することとする。

この際、記入に当たっては以下に留意されたいこと。

(1) 業種

日本標準産業分類における事業区分(中分類)に準拠することとする(別添1参照)。

(2) 産業廃棄物の種類

法第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条及び第2条の4の区分に準拠することとする。

ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能であることとする(別添2準拠のこと)。

(3) 排出量

単位には「トン」を用いて記載することとする。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例(参考値)を別添2に整理しているので、これを参考に記入することも可とする。なお、この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という性格のものであることに留意されたい。

また、電子マニフェストを使用する場合であって、トン数での報告でない場合にあっては、情報処理センターにおいて別添2の換算表に基づき換算するという取扱いとすることとする。

(4) 石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物が含まれていることを明らかにすることとする。

4. その他の行政報告の電子化について

電子マニフェストを利用しない事業者の行政報告、多量排出事業者の実績報告(法第12条第8項)、地方公共団体独自で実施している報告の徴収(地方分権改革の際に廃止された旧施行規則第14条に相当するもの)についても、報告者及び地方公共団体の負担を可能な限り軽減する観点から、様式の全国統一化及び電子化について地方公共団体等の関係者も交えて検討しているところである。

第三 電子マニフェストの普及について

環境省としては不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するべく、「IT新改革戦略」の目標を達成できるよう電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかけているところである。貴都道府県及び政令市におかれても、下記に示すような利点を紹介しつつ、貴管下の排出事業者、処理業者及び地方公共団体に対し、電子マニフェストの加入促進について、説明会を開催する等により、特に④の観点から本年度中の加入を勧めるなどその普及促進を図られたい。

また、地方公共団体や関連団体が排出する産業廃棄物に関しても、率先して電子マニフェスト導入に取り組まれるよう、特に普及啓発に努められたい。

【電子マニフェスト導入の利点】

①事務の効率化

- パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- 排出事業者による管理票の保存が不要
- 廃棄物の処理状況の確認が容易
- 管理票データの加工が容易
- 事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

- 管理票の誤記・記載漏れを防止
- 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- 管理票の偽造を防止
- 管理票情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- 電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要

別添 略

産業廃棄物の処理の確認について

(平成17年9月 国土交通省大臣官房 建設コスト管理企画室長通知)

国口企第3号
国官総第260号
国総事第52号
平成17年9月21日

●●地方整備局 企画部長 殿

大臣官房 建設コスト管理企画室長
公共事業調査室長
総合政策局 建設副産物企画官

産業廃棄物の処理の確認について

建設リサイクル行政の推進につきましては、常日頃より格段のご配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、建設工事より副次的に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて事業者が適正に処理することとされており、事業者は同法第12条の3に規定する紙マニフェストもしくは同法第12条の5に規定する電子マニフェストを作成することが義務付けられています。この電子マニフェストは、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって情報管理の合理化につながる事、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる事等のメリットがあるとされており、その普及促進が求められているところです。

つきましては、産業廃棄物が適正に処理されているか否かの確認を監督職員が行う際には、当面の間、電子マニフェストの内容を確認することによっても対応可能とするよう、お願い致します。

対応に当たっては、下記の記載例を参考に、特記仕様書に記載するようお願い致します。適用は平成17年10月1日以降に契約する工事とします。(それ以前のものについても同様に対応することは妨げません。)

(特記仕様書記載例)

第〇条 建設副産物

共通仕様書第1編共通編1-1-18建設副産物2.について、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」は「産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト」と読み替えるものとする。

電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等サービスの運用の一部変更等について

(平成20年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)

平成20年3月31日 各都道府県・政令市
産業廃棄物行政担当課御中 環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

また、電子マニフェストの普及について、様々な取組を推進していただき御礼申し上げます。

電子マニフェスト情報の報告及び様式等については、平成20年1月15日付け事務連絡(以下「1月15日付け事務連絡」という。)でお知らせしたところですが、このたび、下記のとおり運用の一部変更等を行うこととしましたので、お知らせします。

詳細につきましては、別添の「電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等サービスについて」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長通知(平成20年3月31日付け日廃振セ発第1034号))を御参照ください。

記

中略

2 行政報告システムを活用して作成される各種行政報告書の取り扱い等について

② 電子マニフェスト登録等状況報告書の変更について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項(*)の規定に基づく電子マニフェスト登録等状況報告書(1月15日付け事務連絡別紙の表1中の①)は、3月31日以前に登録された電子マニフェスト情報により作成されるため、4月1日以降に当該情報の変更の必要が生じた場合、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターでは変更の対応ができないこと。

このため、登録された電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書の変更の必要が生じた場合には、情報処理センターが都道府県又は政令市へ電子マニフェスト登録等状況報告書を提出(提出期間は6月16日から6月30日)した後に、電子マニフェスト加入者が当該変更の必要のある電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書に関連する都道府県又は政令市へ直接連絡を入れ、変更の要請を行うこととなるので、御配慮願いたいこと。

なお、電子マニフェスト加入者が都道府県又は政令市に変更の要請を行う際の様式例を別紙様式1のとおり作成したので、参考とされたいこと。

※現行法第12条の5第9項

電子マニフェスト登録等状況報告書（ 年度）の変更について

令和 年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

報告者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 5 第 8 項の規定により情報処理センターから報告された電子マニフェスト登録等状況報告書の内容に変更がありましたので、次のとおり報告します。

項 目		変更前	変更後	
電子マニフェスト登録等状況報告書の集計結果		別添 1 のとおり (変更前の集計結果を添付)	別添 2 のとおり (変更後の集計結果を添付)	
個別データ	マニフェスト番号			
	登録日時			
	引 渡 日			
	排出事業場名称・所在地			
	廃棄物分類コード・名称等			
	廃棄物数量			
	収集運搬業者	名 称		
		住 所		
	処分業者	名 称		
		住 所		
処分事業場	名 称			
	所 在 地			
その他の				
変更の理由				

備考

上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」を記載し、別紙を添付すること。

運搬車両における書類の携帯義務について

悪質な産業廃棄物の不法投棄が多発する中、その運搬車に対する取締りを強化するため、自己の産業廃棄物の運搬も含め走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、また、適正な運搬を行っているかどうか確認できるように、平成17年4月1日から産業廃棄物を運搬する車両の書面の備え付け(携帯)が義務づけられました。(省令第7条の2第3項、第7条の2の2第4項) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課が作成した上記の義務化に関するリーフレット(抜粋)は以下のとおりです。

産業廃棄物の運搬車は、 次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し (※)

(みほん)

■氏名又は名称及び住所
 ○○株式会社
 ○○県○○市○○町○○番
 ■産業廃棄物の種類・数量
 席○○○○○・○○トン
 ■積載日
 ○年○月○日
 ■積載した事業場
 ○○○工場
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○-○○○
 ■運搬先の事業場
 ○○○リサイクルセンター
 ○○県○○市○○町○○番
 TEL○○-○○○-○○○

産業廃棄物管理票

産業廃棄物
収集運搬業許可証
(写し)

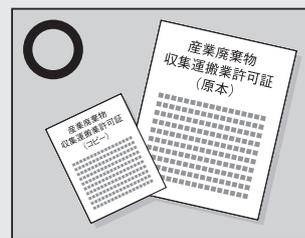
●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。



電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

なお、電子マニフェストを利用している場合、携帯する書面の1つである電子マニフェスト使用証(省令第8条の31に規定する電子情報処理組織の使用を証する書面)の写しとは、下記の書面です。

加入証発行番号 00156531

加入証

発行日 2023年04月07日

加入者名称 株式会社〇〇運輸

代表取締役社長 産廃 太郎

住所 〒110-0005
東京都台東区上野999

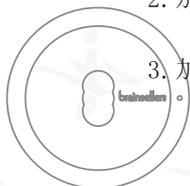
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎



1. 加入者番号 [REDACTED]
2. 加入契約成立日 2014年12月26日
3. 加入区分 収集運搬業者



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の規定に基づく書面」



自然にやさしいネットワーク



発行 ● **公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)**

お問合せ先: **サポートセンター**

TEL 0800-800-9023

ホームページ: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>



2025年1月発行